



第二次伊勢原市環境基本計画 中間改訂版

計画期間：平成 25 年度(2013 年度)～平成 34 年度(2022 年度)

伊 勢 原 市

平成 25 年(2013 年) 6 月策定
平成 30 年(2018 年) 1 1 月改訂

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 見直しの趣旨	2
2 見直しの基本的な考え方	2
3 第二次伊勢原市環境基本計画中間改訂版(各分野の目標)新旧対照表	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象とする環境の範囲	4
6 計画の体系	5
7 計画の主体	6
8 計画の位置付け	7
第2章 伊勢原市の現況	8
1 伊勢原市の概況	9
2 第二次伊勢原市環境基本計画前期期間(平成25～29年度)の総括	12
3 伊勢原市の環境に関する市民意識	16
第3章 将来のあるべき環境の姿	21
1 伊勢原市環境基本条例の基本理念	22
2 計画期間内の環境行政の主要課題	22
3 目指す将来像	23
4 分野別の基本目標	23
第4章 行動計画	24
1 環境教育、学習	28
2 生活環境	37
3 循環型社会	52
4 エネルギー、地球温暖化	59
5 自然環境	65
6 都市環境	74
第5章 計画の進行管理	85

第 1 章 計画の基本的事項

1 見直しの趣旨

伊勢原市環境基本計画を平成 16 年(2004 年)6 月に策定し、平成 25 年度(2013 年度)には、計画に位置付けられた施策の進捗状況や、これまでの社会情勢の変化、特に東日本大震災後の環境を取り巻く諸状況の変化、更には国の地球温暖化対策やエネルギー政策の見直しを踏まえ、将来を見据えた本市としての総合的な環境関連施策を推進するため、第二次伊勢原市環境基本計画を策定しました。

その後の環境に関する国際的な動きとしましては、平成 27 年(2015 年)9 月の「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が、更に同年 12 月には、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」において、京都議定書に代わる平成 32 年(2020 年)以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組を定めた「パリ協定」が採択されました。

国は、これら 2 つの国際合意を受け、平成 28 年(2016 年)5 月には、温室効果ガスの排出量を平成 42 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比で 26%削減する地球温暖化対策計画を、平成 30 年(2018 年)3 月には、SDGs の考え方も活用しながら、「持続可能な生産と消費を実現するクリーンな経済システムの構築」など 6 つの「重点戦略」を設定し、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地球循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し、支え合う取組を推進していく第五次環境基本計画を策定しました。

本市においても、人口減少や少子高齢社会の進展、広域幹線道路の整備による都市構造の変化に伴う都市基盤の整備や既成市街地の再整備など、伊勢原市を取り巻く様々な課題に対応した新しいまちづくりを進めていくため、本市の最上位に位置付けられる伊勢原市第 5 次総合計画後期基本計画を平成 30 年(2018 年)3 月に策定しました。同計画では、土地利用に関し、現在建設中の新東名高速道路等の広域幹線道路や 2 つのインターチェンジなどによる都市構造の変化を適切に受けとめ、まちの個性・特性を発揮する計画的な市街地の形成など、新たな土地利用の発展を図るとともに、豊かな自然環境の保全と継承に努め、先人が築いてきたまちに磨きをかけ都市の活力を持続し、増進していくことが必要であるとしています。

こうした中、第二次伊勢原市環境基本計画においても、このような国の動向や伊勢原市第 5 次総合計画後期基本計画との整合を図るとともに、取組の進捗状況の整理や社会情勢などの変化に対応するため、計画期間の中間年度に見直しを行いました。

2 見直しの基本的な考え方

本計画の見直しの基本的な考え方としては、中間見直しであることから、骨格である目指す将来像、分野や取組の柱については、原則変更しないこととし、計画の中間時点である平成 29 年度(2017 年度)における目標の達成状況及び関係法令、社会情勢の変化並びに伊勢原市第 5 次総合計画後期基本計画との整合性を図り、現状値を基準値として、最終年度(平成 34 年度)の目標値の再設定など、各分野の目標と目標値の見直しを行いました。

また、国では、平成 42 年度(2030 年度)の温室効果ガスの総排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 26%削減する目標を定め、事業者や国民が一致団結して地球温暖化対策に取り組む、国民運動 COOL CHOICE を平成 27 年(2015 年)からスタートしており、市民や事業者が主体的に地球温暖化対策を進めるための啓発活動など、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を進めることが求められています。

そこで、地球温暖化に及ぼす影響が特に大きい温室効果ガスの排出を抑制するため、市民や事業者と協働、連携し、エネルギー使用量の削減など、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

3 第二次伊勢原市環境基本計画中間改訂版(各分野の目標)新旧対照表

《旧》

分野	No	目標	基準値	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数の増加	64回	70回						75回
	2	環境に関する啓発イベント来場者数の増加	2,541人	2,850人						3,000人
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)の増加	12団体	14団体						15団体
生活環境	4	大気汚染に係る5物質の環境基準達成維持	全項目達成							
	5	電気自動車の市内普及台数の増加	52台	700台						2,600台
	6	河川BOD環境基準達成	7河川	10河川						10河川
	7	公共下水道の普及率の向上	76%	78%					82%	(下水道整備総合計画改定時に検討)
	8	公害苦情件数の低減	100件	85件						70件
循環型社会	9	放射能汚染の監視体制整備	大気、食品							
	10	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量の減少	790g	743g	727g					706g
	11	事業系ごみの年間排出量の減少	4,511t	4,458t	4,323t					4,115t (一般廃棄物処理基本計画改定時に検討)
エネルギー、地球温暖化	12	一般廃棄物資源化率の向上	20.7%	26%	27%					30%
	13	市民1人当たりの年間電気使用量の減少	2,001 kWh	1,900 kWh						1,830 kWh
	14	エコアクション21認証取得支援制度の整備	セミナーの開催など							(事業終了時に検討)
自然環境	15	太陽光発電市内総出力の増加	3.0MW	6.8MW						10MW
	16	森林保育面積の増加	—	270ha						540ha
	17	荒廃農地整備面積の増加	—	5ha						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	18	環境保全型農業直接支援事業の取組面積の増加	—							(事業終了時に検討)
都市環境	19	アライグマ推定生息数の減少	61頭	46頭						30頭
	20	歩行空間に関する道路の整備延長	—	5,450m						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	21	自転車に関する交通事故の割合の低減	25%	20%						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	22	市街化区域の緑被率の増加	7.5%	12%						15%
	23	市民1人当たりの公園面積の増加	4.9㎡	7㎡						8㎡
	24	自然配慮の水路の整備延長	30m	340m						(総合計画後期基本計画策定時に検討)
	25	ポイ捨て防止に関する啓発活動日数の増加	—	21日/年						(総合計画後期基本計画策定時に検討)



《新》

分野	No	目標	基準値	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数	98回					112回
	2	環境に関する啓発イベント来場者数	1,836人					3,000人
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)	15団体					15団体
生活環境	4	大気汚染に係る3物質の環境基準達成	全項目達成					達成維持
	5	電気自動車の市内普及台数	190台					479台
	6	河川BOD環境基準の達成	9河川					10河川
	7	公共下水道普及率	78%					82%
	8	公害苦情件数	41件					30件
循環型社会	9	放射能汚染の監視体制整備	監視体制維持					状況の変化に応じた監視体制整備
	10	焼却対象量	28,217 t/年					24,151t/年
	11	【削除】						
エネルギー、地球温暖化	12	資源化率(中間処理後も含む)	18.6%					28.0%
	13	1人当たりの年間電気使用量	1,609 kWh					1,400 kWh
	14	【削除】						
自然環境	15	太陽光発電市内総出力	11.4MW					13MW
	16	森林施業面積	463ha					538ha
	17	荒廃農地整備面積	5.1ha					8.1ha
	18	【削除】						
都市環境	19	【削除】						
	20	歩行空間に関する道路整備延長	5,051m					12,910m
	21	自転車に関する交通事故の割合	19.7%					17.0%
	22	市街化区域の緑被率	7.1%					15%
	23	1人当たりの公園面積	4.9㎡					8㎡
24	【削除】							
25	不法投棄回収量	8.1t					8.0t	

【注釈】

旧 No. 4: 大気汚染に係る 5 物質 : 二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)

新 No. 4: 大気汚染に係る 3 物質 : 二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)

旧及び新 No. 6: 河川数は市内全 10 河川を分母としています。

旧 No. 10 「市民一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量の減少」と旧 No. 11 「事業系ごみの年間排出量の減少」を統合し、新 No. 10 「焼却対象量」としています。

4 計画の期間

平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間

5 計画の対象とする環境の範囲

この計画では、環境問題に係る課題を次のように、大別します。

(1) 環境教育、学習

環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくりを目指し、環境教育及び学習の推進、環境情報の提供や啓発、市民などによる自主的な環境保全活動の支援と連携に取り組みます。

(2) 生活環境

健康で安心して暮らせるまちを目指し、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音や悪臭、化学物質による汚染、更には原子力発電所事故に起因する放射能汚染など、環境汚染の監視や未然の防止対策に取り組みます。

(3) 循環型社会

資源を大切にするまちを目指し、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組みます。

(4) エネルギー、地球温暖化

低炭素社会の構築を目指し、国でも見直しが行われるエネルギー政策の動向などを見極めながら、省エネルギーの推進と新エネルギーの普及などの地球温暖化防止対策に取り組みます。

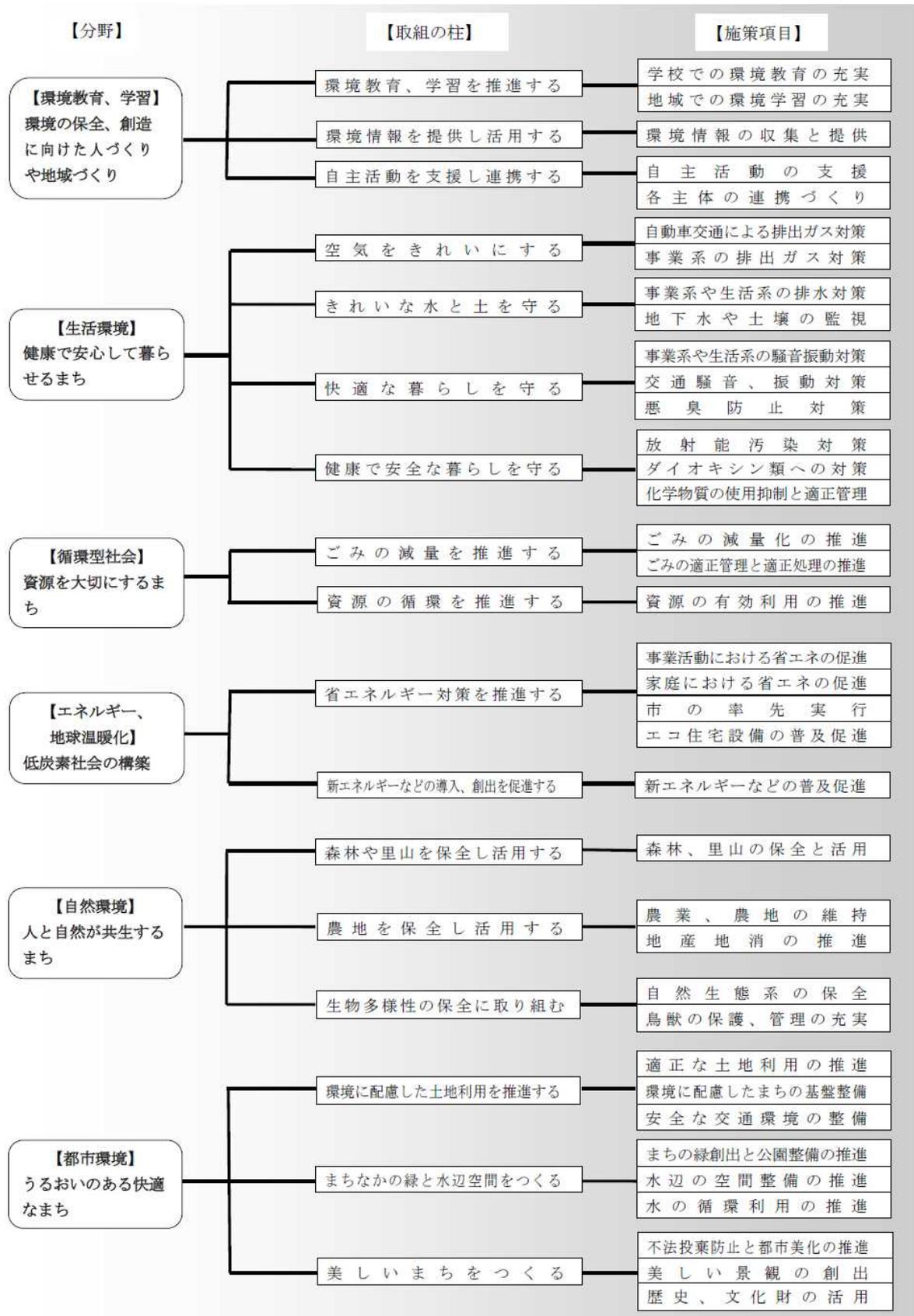
(5) 自然環境

人と自然が共生するまちを目指し、本市の豊かな自然や景観の継承、山林や農地の活用、生物多様性の保全に取り組みます。

(6) 都市環境

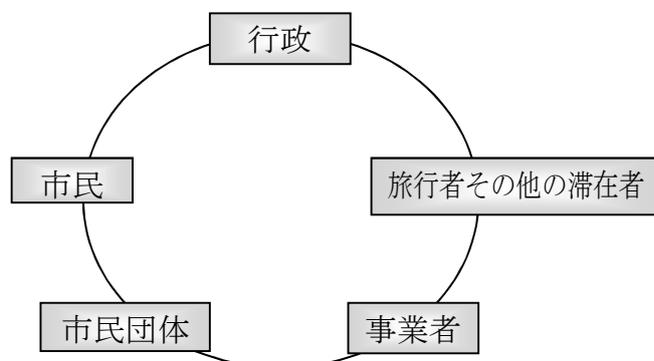
うるおいのある快適なまちを目指し、市街地における緑や公園、親水空間の整備など、清潔で美しい都市環境の創造に取り組みます。

6 計画の体系



7 計画の主体

本計画では、行政、市民、市民団体、事業者、旅行者その他の滞在者とします。



各主体の役割

行政の役割

市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者と協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を展開していきます。

自ら行う事業に当たっては、環境負荷の低減に努めるとともに、必要に応じて国、神奈川県、近隣自治体とも連携して施策を展開します。

市民、市民団体の役割

市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に積極的に取り組むとともに、行政、市民団体、事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力します。

市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市民が参画できるように体制を整備し、情報の提供及び活動機会の充実などを図るよう努めます。

事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、公害などが生じたときには、誠意をもってその解決に当たります。市、市民、市民団体及び旅行者その他の滞在者と協働し、良好な環境の保全及び創造に関わる活動の実践に努めます。

旅行者その他の滞在者の役割

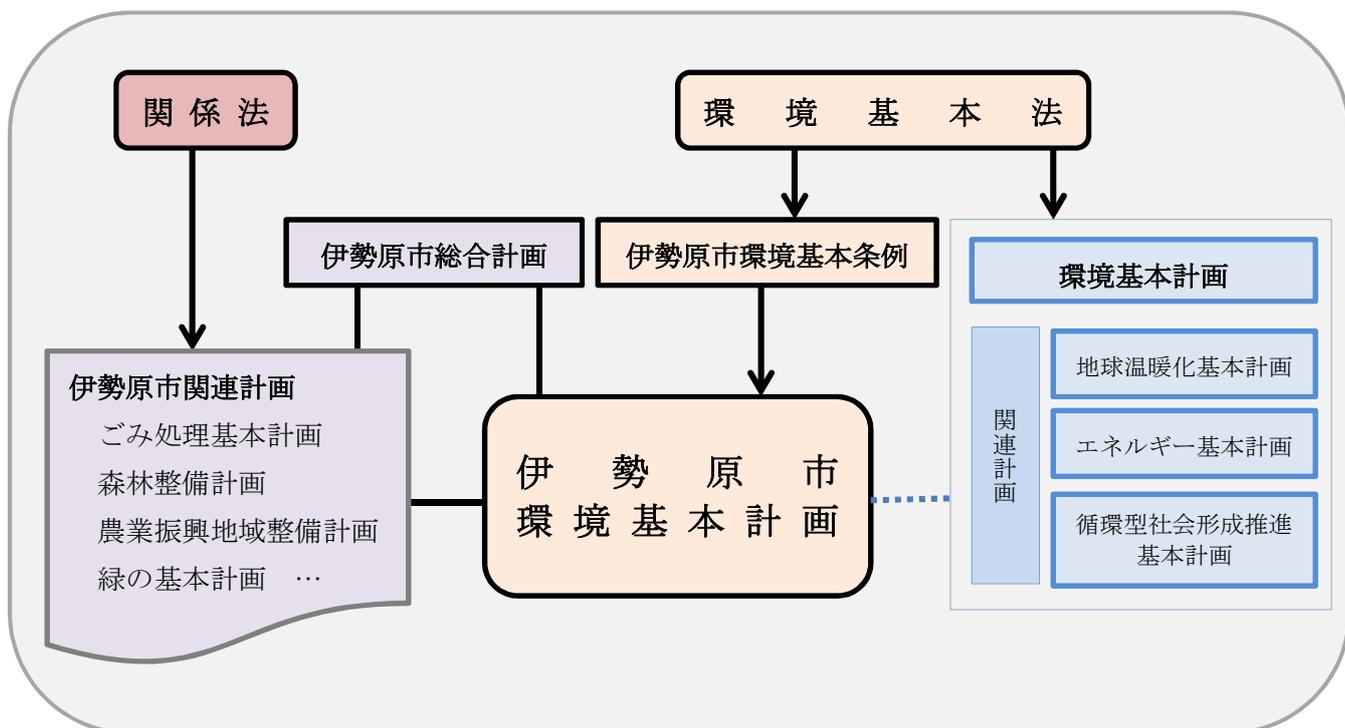
本市への滞在に伴う環境への負荷低減に努めるとともに、本市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

8 計画の位置付け

伊勢原市環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全などのための個別の施策を総合的、計画的に推進するうえで、よりどころとなる計画として策定します。

本計画は、伊勢原市総合計画に示された将来像を環境の面から実現するための本市における環境行政の最上位計画と位置付けます。

また、関係計画として伊勢原市緑の基本計画、伊勢原市ごみ処理基本計画など地域環境や生活環境に関連する諸計画と整合を図るとともに、国の環境基本計画などとの整合にも配慮します。



第 2 章 伊勢原市の現況

1 伊勢原市の概況

(1) 市域の変遷

信仰の対象となってきた大山

伊勢原市は、大山を頂点に北西から南東へ傾斜する丘陵地とその南部に広がる平野部を有する多様な地形条件と、雨が多く温暖な気候に支えられ、太古の昔から人々が暮らしてきました。

人々の暮らしの中で、伊勢原の象徴とも言える大山は、古い時代から信仰の対象とされてきました。6世紀末頃には、本市にも仏教文化がもたらされていたといわれており、8世紀には日向霊山寺や大山寺が開かれています。

岡崎氏らがこの地を支配していた鎌倉時代から太田道灌が活躍した室町時代を経て、江戸時代に入ると大山は、江戸をはじめ、関東各地の庶民の信仰の対象の地として人気を集めます。伊勢原は、参拝者を受け入れる門前町として発展し、宿屋や商店などが軒を連ねるようになっていきました。現在市内にある寺社は、江戸時代に建立されたものが多く、江戸時代後期には、画家や芸人を輩出するなど、豊かな文化が育つ土壌が形成されていきました。

昭和46年(1971年)市制施行

明治21年(1888年)に市町村制が公布され、現在の市域の原型として、伊勢原町、大山町、高部屋村、比々多村、成瀬村、大田村、岡崎村が誕生しました。昭和29年(1954年)には、2町4村が合併して新しい伊勢原町となり、中学校の建設、農業振興、道路整備などが行われました。昭和40年代には、伊勢原駅南口の開設や伊勢原内陸工業団地の建設、大規模な新興住宅地の造成など、伊勢原は急速に近代的な街へ成長してきます。

そして、昭和46年(1971年)3月に県下15番目の市として、現在の伊勢原市が誕生しました。

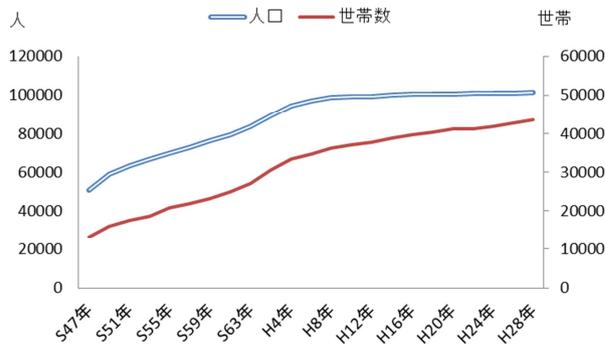


県内市町村地図

(2) 人口の推移

平成13年(2001年)に人口10万人を超え、その後は横ばい基調で推移

昭和46年(1971年)3月の市制施行時の人口は45,102人、昭和47年(1972年)には、5万人を超え、昭和50年(1975年)には6万人、昭和55年(1980年)には、7万人と着実に都市として成長を遂げてきました。昭和から平成に入ってから、区画整理事業など都市基盤整備の推進により、人口は順調に伸び続け、昭和62年(1987年)には8万人、平成3年(1991年)には9万人を超え、平成13年(2001年)には、人口10万人を突破しました。その後は、ほぼ横ばい基調で推移しています。



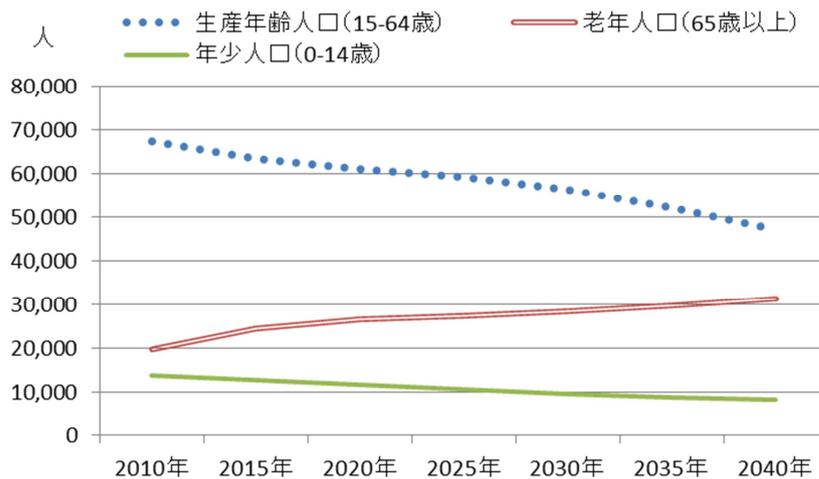
人口と世帯の推移

出典：統計いせはら

今後は、少子高齢化が進行

平成 30 年(2018 年)1 月現在の本市の人口は、102,143 人となっています。

今後は、少子高齢社会のさらなる進展により出生者数は減少し、死亡者数は増加してくることから総人口は減少していくことが見込まれます。また、老年人口(65 歳以上)の割合は、平成 27 年(2015 年)には 24.6%ですが、平成 32 年(2020 年)には 26.9%と 4 人に 1 人が 65 歳以上となり、20 年後の平成 52 年(2040 年)には 36.0%となり、3 人に 1 人が 65 歳以上となる見込です。少子高齢社会に対応した、暮らしやすい快適な環境のまちづくりが求められています。



伊勢原市将来人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 土地利用

都市的土地利用の進展

伊勢原市の面積は 55.56 km²で、そのうち約 2 割が市街化区域、8 割が市街化調整区域となっています。利用区別で見ると、農地が 20%、森林が 37%、河川水路が 2%、道路が 8%、宅地などが 18%、その他 15%となっています。農地、森林が約 6 割を占めていますが、農地の割合は減少傾向にあります。

市域の土地利用の変遷は、昭和 45 年(1970 年)から都市計画法による線引き制度が施行され、昭和 46 年(1971 年)の市制施行前後から、工業団地の造成や大規模住宅団地の開発が続き、自然的土地利用から都市的土地利用に転換が進みました。大山の山頂の緑の景観は、ほとんど昔のままですが、伊勢原駅や愛甲石田駅を中心とした市街地、成瀬地区や比々多地区などの里山は、大きな変化を遂げてきたといえます。また、現在、新東名高速道路などの広域幹線道路の開通に向け建設工事が進んでおり、今後、市内の景観や土地利用は大きく変貌しようとしています。

広域幹線道路建設事業の影響

土地利用の大きな転換要因として、広域幹線道路の建設事業があります。広域幹線道路の建設、インターチェンジ付近の土地利用は、都市の活力や利便性に資するものとして期待が持たれています。

こうした事業においては、沿道などにおける緑の連続性を十分に確保し、緑の復元を図るとともに新たな緑地軸を形成することで、その影響軽減に努めることが課題となります。特に、自動車の排ガスや走行騒音、自然景観に与える影響などに対する配慮が求められており、緑の有する環境保全の機能を最大限に発揮させ、健全な都市環境の保全に努める必要があります。

(4) 産業構造

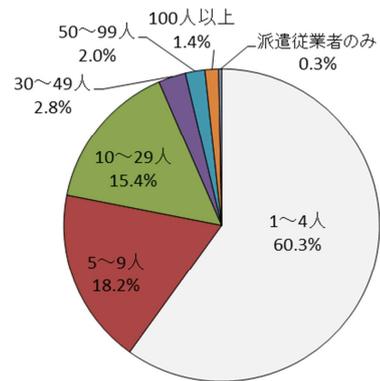
大部分が中小事業者

市内事業所数は、平成8年(1996年)をピークに減少傾向にあり、従業員数は平成21年(2009年)をピークに増減を繰り返しています。また、従業員の規模別事業所数を見ると、大部分が中小事業者であることがわかります。



事業所数及び従業員数の推移

出典：統計いせはら



従業員規模別事業所数 民営

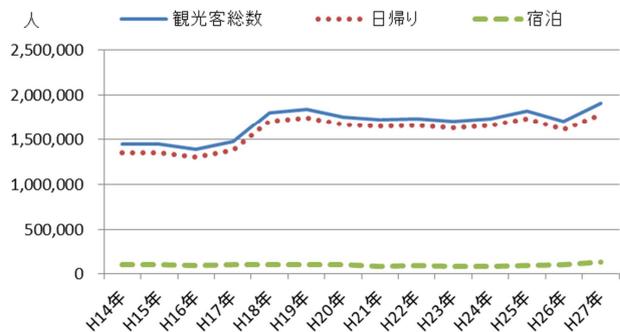
(平成26年7月1日現在)

出典：統計いせはら

(5) 観光客数

年間約191万人の観光客

伊勢原を訪れる観光客は、年間約191万人に達し、特に自然を求めて大山を訪れる人が半数以上を占めています。近年は、大山の紅葉ライトアップなどのイベントの効果や江戸時代に流行した山岳信仰の「大山詣り(ストーリー)」が日本遺産に認定されたことも相まって、登山人気の高まりを受け、観光客数が増加しています。



伊勢原市の観光客総数

出典：統計いせはら

2 第二次伊勢原市環境基本計画前期期間(平成25～29年度)の総括

1 第二次伊勢原市環境基本計画前期期間(平成25～29年度)の対象範囲

- (1) 環境教育、学習(環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくり)
- (2) 生活環境(健康で安心して暮らせるまち)
- (3) 循環型社会(資源を大切にすまち)
- (4) エネルギー、地球温暖化(低炭素社会の構築)
- (5) 自然環境(人と自然が共生するまち)
- (6) 都市環境(うらおいのある快適なまち)

取り組み状況	評価
目標達成	○
目標未達成	×

該当分野	No	取り組む項目	基準値	中期目標(平成29年度まで)	平成29年度の実績 ()内は、平成28年度の実績	評価	達成率	所管課
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数の増加	64回	70回	121回(98回)	○	173%	環境対策課 他
	2	環境に関する啓発イベント来場者数の増加	2,541人	2,850人	3,092人(1,836人)	○	108%	環境対策課
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)の増加	12団体	14団体	15団体(14団体)	○	107%	市民協働課
生活環境	4	大気汚染に係る5物質の環境基準達成	全項目達成	達成維持	(NO ₂ 、SPM、PM _{2.5} 環境基準値達成) (NO ₂ 、SPM、PM _{2.5} 環境基準値達成)	○	100%	環境対策課
	5	電気自動車の市内普及台数の増加	52台	700台	190台(151台)	×	27%	環境対策課
	6	河川BOD環境基準達成	7河川	10河川	9河川(10河川)	×	90%	環境対策課
	7	公共下水道の普及率の向上	76%	78%	78%(78%)	○	100%	下水道業務課
	8	公害苦情件数の低減	100件	85件	41件(42件)	○	207%	環境対策課
循環型社会	9	放射能汚染の監視体制整備	大気、食品	状況の変化に応じた監視体制整備	監視体制維持(監視体制維持)	○	—	環境対策課
	10	市民一人1日当たりの家庭ごみの排出量の減少	790g	727g(30年度目標値)	697g(724g)	○	104%	環境美化センター
	11	事業系ごみの年間排出量の減少	4,511t	4,323t(30年度目標値)	5,304t(5,054t)	×	82%	環境美化センター
エネルギー、地球温暖化	12	一般廃棄物資源化率の向上	20.7%	27%(30年度目標値)	19.1%(18.4%)	×	71%	環境美化センター
	13	市民1人当たりの年間電気使用量の減少	2,001kWh	1,900kWh	1,609kWh(1,738kWh)	○	118%	環境対策課
	14	エコアクション21認証取得支援制度の整備	セミナーの開催など	—	ホームページでの周知(戸別訪問実施)	—	—	環境対策課
自然環境	15	太陽光発電市内総出力の増加	3.0MW	6.8MW	11.4MW(10.4MW)	○	168%	環境対策課
	16	森林保育面積の増加	—	270ha	279.3ha(230.9ha)	○	103%	農業振興課農林整備担当
	17	荒廃農地整備面積の増加	—	5ha	5.1ha(3.6ha)	○	102%	農業振興課農林整備担当
	18	環境保全型農業直接支援事業の取組面積の増加	—	—	425a(314a)	—	—	農業振興課
都市環境	19	アライグマ推定生息数の減少	61頭	46頭	56頭(49頭)	×	82%	農業振興課
	20	歩行空間に関する道路の整備延長	—	5,450m	5,051m(3,670m)	×	93%	道路整備課
	21	自転車に関係する交通事故の割合の低減	25%	20%	19.7%(18.6%)	○	102%	市民協働課交通防犯対策担当
	22	市街化区域の緑被率の増加	7.5%	12%	7.1%(7%)	×	59%	みどり公園課
	23	市民1人当たりの公園面積の増加	4.9㎡	7㎡	4.9㎡(4.9㎡)	×	70%	みどり公園課
	24	自然配慮の水路の整備延長	30m	340m	371.5m(371.5m)	○	138%	農業振興課
	25	ポイ捨て防止に関する啓発活動日数の増加	—	21日/年	23日/年(16日/年)	○	110%	環境美化センター

※太陽光発電市内総出力の増加の実績は平成28年度のもので、()内は平成27年度実績です。

2 目標の達成状況

(1) 目標達成 15 項目

環境学習年間実施回数、環境に関する啓発イベント来場者数、市民活動サポートセンター登録団体数（環境分野）、大気汚染に係る 5 物質の環境基準達成、公共下水道の普及率、公害苦情件数、放射能汚染の監視体制整備、市民一人 1 日当たりの家庭ごみの排出量、市民 1 人当たりの年間電気使用量、太陽光発電市内総出力、森林保育面積、荒廃農地整備面積の増加、自転車関係する交通事故の割合、自然配慮の水路の整備延長、ポイ捨て防止に関する啓発活動日数

(2) 目標未達成 8 項目

電気自動車の市内普及台数、河川 BOD 環境基準達成、事業系ごみの排出量、一般廃棄物資源化率、アライグマ推定生息数、歩行空間に関する道路整備延長、市街化区域の緑被率、1 人当たりの公園面積

3 第二次伊勢原市環境基本計画前期期間(平成 25～29 年度)の主な成果

(1) 環境教育、学習(環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくり)

- ①環境行動の手引きの改訂(小学校 6 年生、中学校 1 年生に冊子配布)
- ②副読本「いせはらのしょくぶつ」の配布
- ③環境学習指導員及び指導メニューの充実
- ④伊勢原協同病院敷地内でストップ温暖化展を開催
- ⑤市民向けセミナー「体験!エコ・クッキング」を開催

(2) 生活環境(健康で安心して暮らせるまち)

- ①公共下水道整備事業の推進
- ②大気汚染に係る 3 物質の環境基準達成
- ③青少年センター及び市営大山第二駐車場へ電気自動車急速充電器を設置
- ④放射能汚染の監視体制の整備

(3) 循環型社会(資源を大切にすまち)

- ①神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金事業を導入した浄化槽補助事業を開始
- ②せん定枝の資源化事業を開始
- ③小型家電リサイクル事業の実施

(4) エネルギー、地球温暖化(低炭素社会の構築)

- ①市内小学校の高所照明を LED 照明に交換
- ②災害時の電力確保、通常時の電力使用のピークカットを行うために、伊勢原小学校の太陽光発電システム 15kWh と蓄電池システム 15kWh を導入
- ③伊勢原市市営住宅条例にエネルギー使用の合理化を図る措置を講じる基準を設置
- ④既設防犯灯を LED 防犯灯に交換
- ⑤COOL CHOICE 賛同宣言

(5) 自然環境(人と自然が共生するまち)

- ①市民農園管理運営事業の拡大
- ②生態系に配慮した用排水路整備、水質改善調査の実施

③森林管理地業による間伐、枝打ち、下刈り、除伐などの実施

(6) 都市環境(うるおいのある快適なまち)

①自然に配慮した水路整備延長事業の完了

②伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例施行

③自転車交通安全教室(チリリンスクール)の開催や、街頭による自転車マナーアップキャンペーンを実施

4 課題事項

目標未達成である指標

(1) 電気自動車の市内普及台数

本項目の目標値は、「次世代自動車戦略 2010」(次世代自動車研究会、2010年4月作成)の民間予測の最大値(新車乗用車販売台数における電気自動車及びプラグイン・ハイブリッド車の割合。2020年:10%、2030年:20%)との整合を図り、電気自動車の市内普及台数の目標を設定しました。

しかしながら、平成29年(2017年)における市内の新車乗用車販売台数に占める電気自動車の割合は1.4%ほど(国内における同割合は、0.41%)であり、「次世代自動車戦略 2010」の予測値と現状が大幅に乖離したため、中間目標を達成できませんでした。

今後は、長期目標設定に関し現状を踏まえ精査するとともに、更なる電気自動車の普及啓発に努めていきます。

(2) 河川 BOD 環境基準達成

生活排水の影響により環境基準を超過した河川があり、目標を達成できませんでした。今後も公共下水道の整備を進めるとともに、下水道事業計画外の地域に関しては、国及び県の補助金の活用による単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に対し設置補助を行っていき、全河川での環境基準達成を目指していきます。

(3) 事業系ごみの排出量

厨芥類の水切りの不徹底に加え、資源として再利用できる紙類や不燃物、プラスチック類などの混入が課題として挙げられます。実態調査などの回数を増やすことにより、排出事業者に対し、ごみの減量化、資源化の促進や、分別の徹底などに関する指導を強化していきます。また、収集場所に排出されている事業系ごみについて法令などに基づいた自己処理責任による処理を促すことや、指定ごみ袋制度などの有料化を視野に入れ、目標達成に向けた取組をしていきます。

(4) 一般廃棄物資源化率

資源化施策が不足していることや、分別意識の低下が課題として挙げられます。資源化率の向上を図るため、生ごみ処理容器の助成制度などの減量化施策を継続的に実施し、燃やすごみとして排出されるせん定枝の資源化を年間通して実施します。また、範囲を拡充し、草葉類などの新たな品目の資源化を検討していきます。

(5) アライグマの推定生息数

神奈川県によるとアライグマの推定生息数は、捕獲数に係数をかけ推計しています。そのため、実生息数を減らすために、捕獲するほど推定生息数は増えてしまい、推定生息数の減

少に努める施策と推定生息数の推計方法に反比例の関係性があることが挙げられます。こういった課題を鑑み、目標の見直しを検討していきます。

(6) 歩行空間に関する道路整備延長

国の交付金などの財源確保と、歩道設置路線の用地取得が課題として挙げられます。国の交付金などの財源確保を行い、通学路点検や地元要望などを考慮し、歩行空間の整備を計画的に実施していきます。

(7) 市街化区域の緑被率、(8) 1人当たりの公園面積

地域まちづくり推進条例に基づく緑化基準により、土地区画整理事業や開発行為などに伴う緑地面積は増加しています。また、公園愛護会活動や緑化活動など、市民の取組が広がってきています。こうしたなか、土地利用全体では大きな変化として見えにくい状況ではありますが、市民とともに着実な取組を推進していくことが課題として挙げられます。

緑化推進基準、公園等設置基準の適切な運用と啓発活動の実施を継続するとともに、整備予定の広域幹線道路やインターチェンジ周辺の土地利用に関し、緑地や公園整備の確保を調査、検討していきます。また、コンパクトなまちづくりを進めていくなかで、緑の基本計画の改定に合わせて、有料公園、都市公園などの長寿命対策なども踏まえ、既存の公園、緑地の維持、保全に努めていきます。

3 伊勢原市の環境に関する市民意識

1 環境基本計画の取組に関するアンケート調査について

◇ 環境基本計画の取組に関するアンケート調査の概要

環境基本計画では、それぞれの分野ごとに市民に期待する取組を具体的に定めています。その中から代表的な項目を抽出し、取組状況についてアンケート調査を行いました。平成23年度(2011年度)、平成26年度(2014年度)、平成29年度(2017年度)と3年度ごとの調査結果を比較しています。

◇ 調査の概要

(1) 調査方法

各種イベント(※)において配布・回収

(2) 回収件数

平成23年度 69件、平成26年度 275件、平成29年度 362件

※各種イベント

平成23年度：ストップ温暖化展

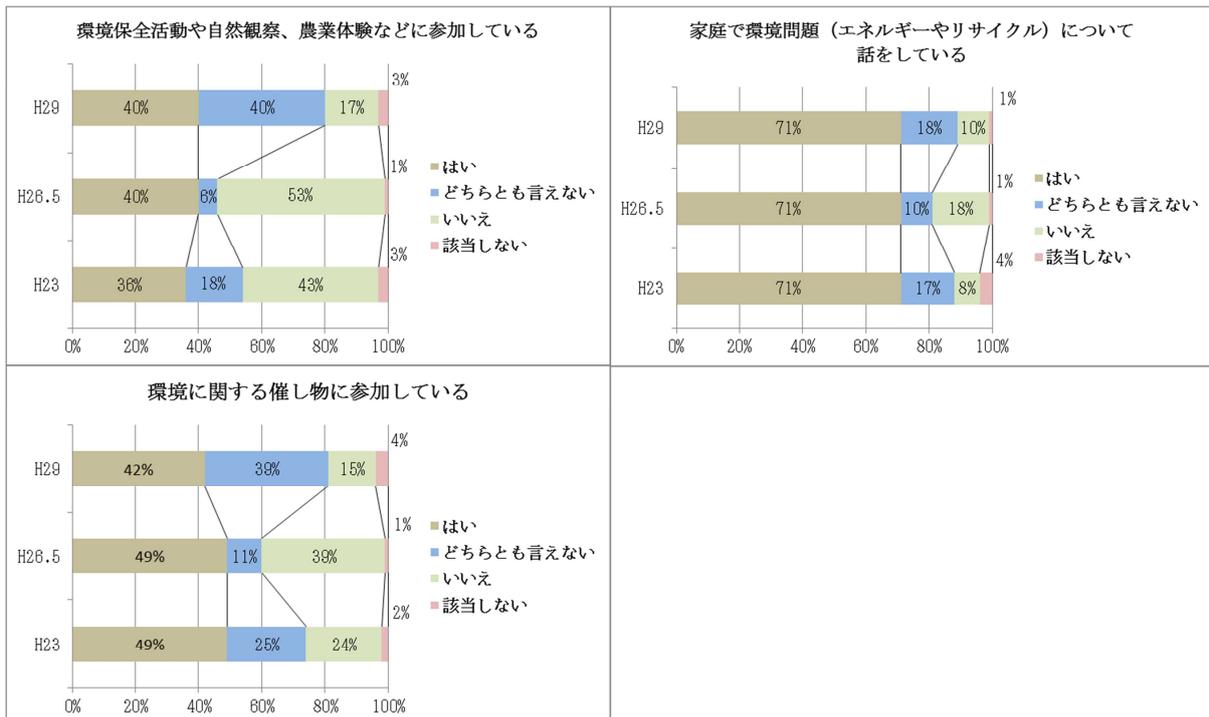
平成26年度：環境展

平成29年度：COOL CHOCE 事業

○ アンケート調査結果

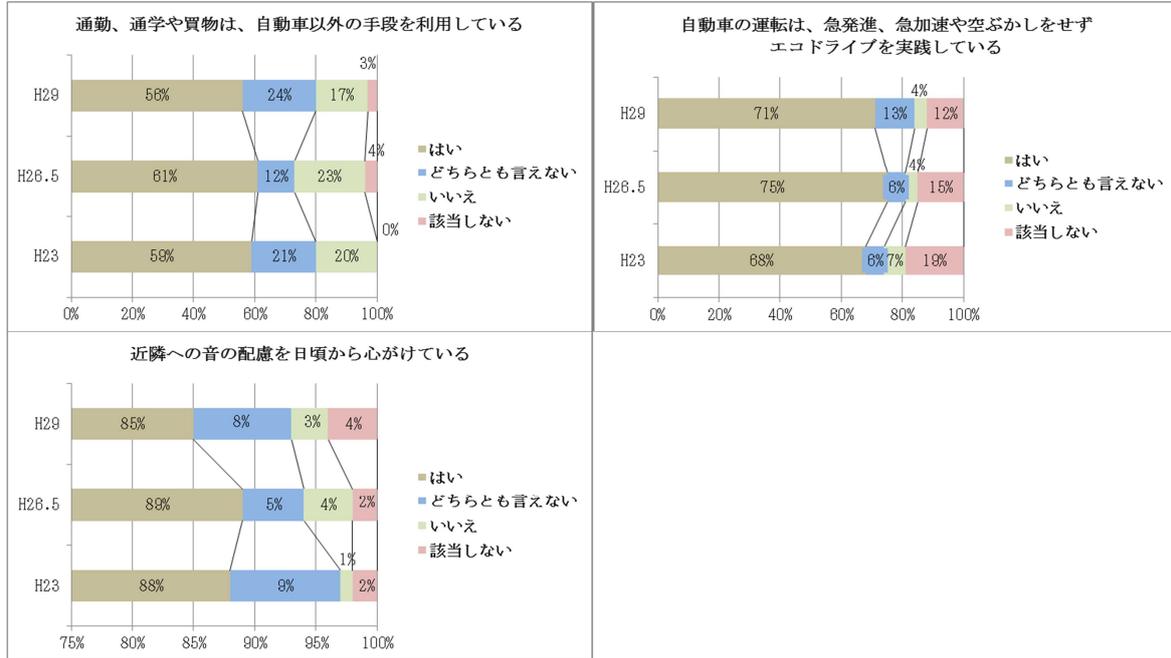
① 環境教育、学習

環境保全活動や自然観察、農業体験などに参加している人の割合や家庭で環境問題(エネルギーリサイクル)について話をしている人の割合は横ばいでした。環境に関する催し物に参加している人の割合は、減少増加傾向にあります。



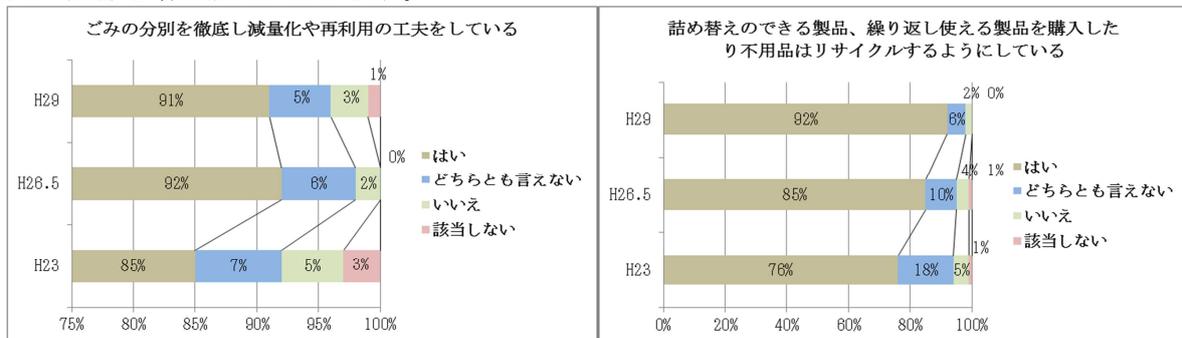
② 生活環境

通勤、通学や買物は、自動車以外の手段を利用している人の割合は減少しました。自動車の運転で急発進、急加速や空ぶかしをせずエコドライブを実践している人の割合や近隣への音の配慮を日頃から心がけている人の割合は横ばいでした。



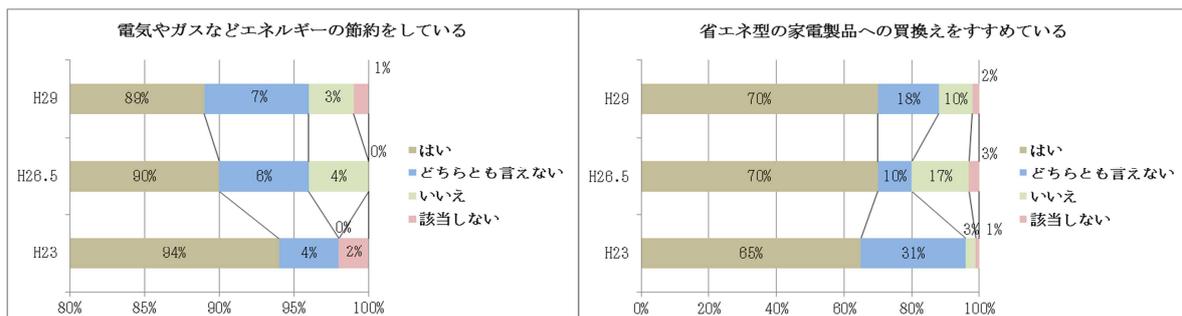
③ 循環型社会

ごみの分別を徹底し減量化や再利用の工夫をしている人の割合は横ばいでした。詰め替えのできる製品、繰り返し使える製品を購入したり不用品はリサイクルしたりするようにしている人の割合も増加傾向にあります。



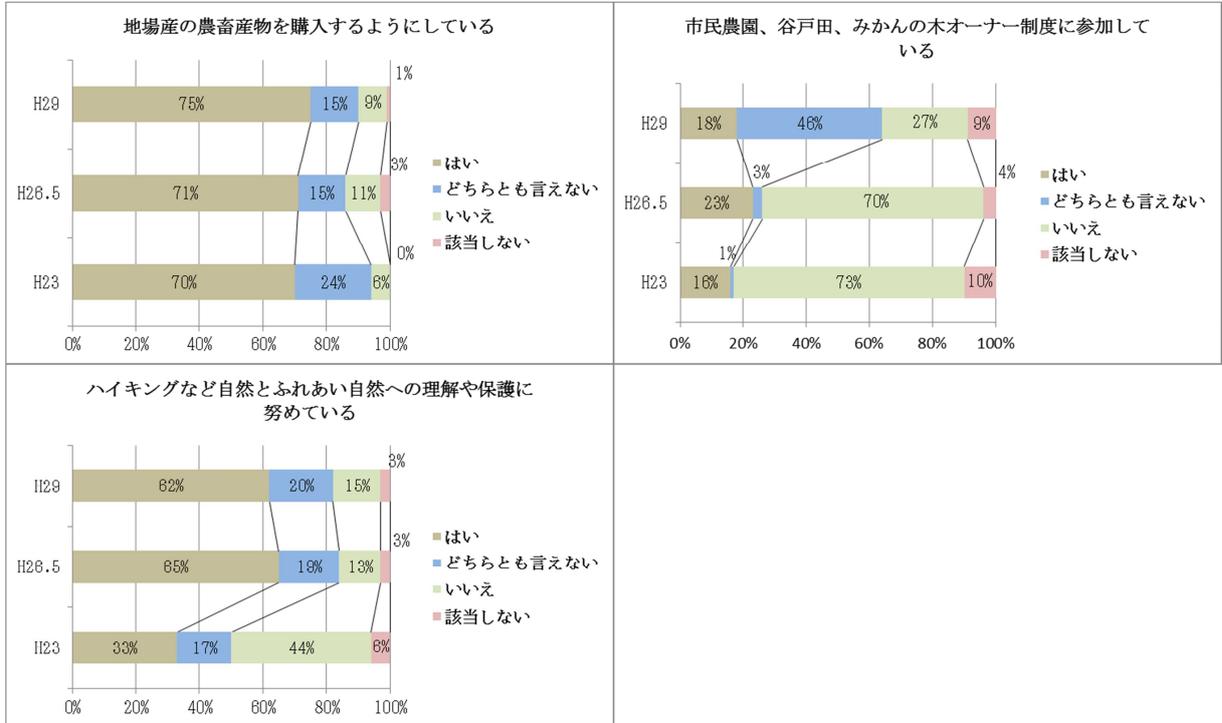
④ エネルギー、地球温暖化

電気やガスなどエネルギーの節約をしている人の割合は、減少しています。省エネ型の家電製品への買換えを進めている人の割合は、横ばいでした。



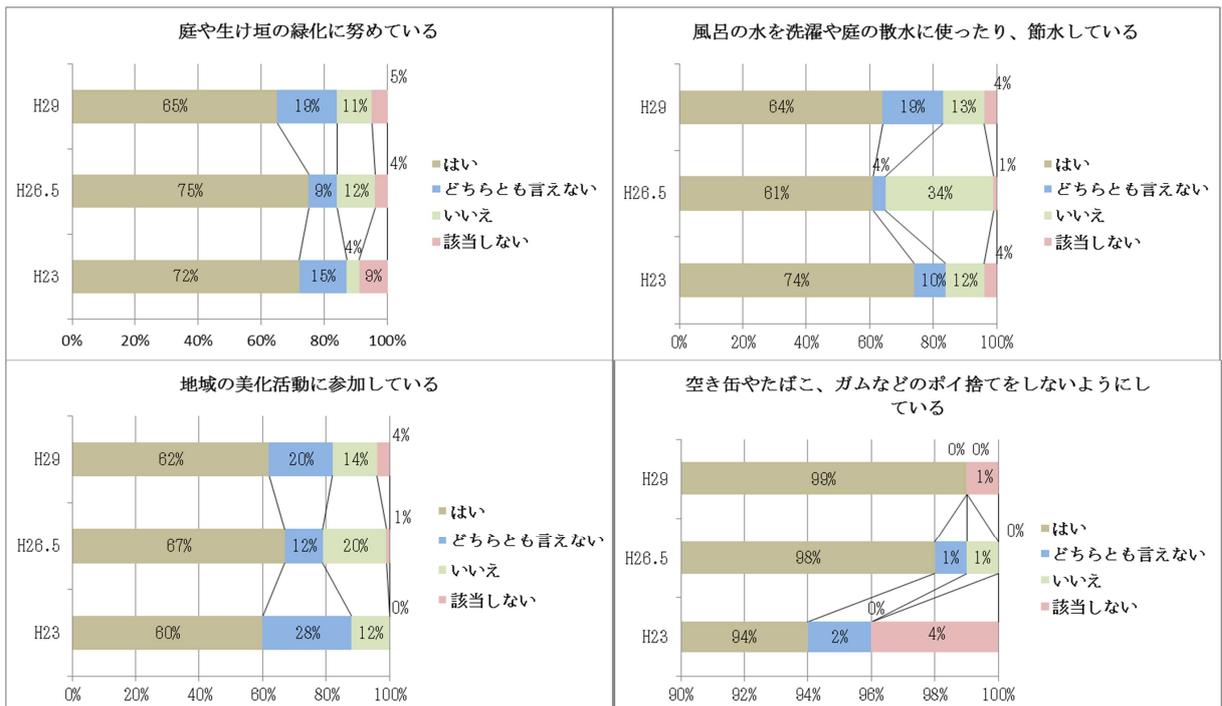
⑤ 自然環境

地場産の農畜産物を購入している人の割合は増加傾向にあります。市民農園、谷戸田、みかんの木オーナー制度に参加している人の割合、ハイキングなど自然とふれあい自然への理解や保護に努めている人の割合はいずれも減少傾向にあります。



⑥ 都市環境

風呂の水を洗濯や庭の散水に使ったり、節水している人の割合はほぼ横ばいでしたが、庭や生け垣の緑化に努めている人の割合や地域の美化活動に参加している人の割合、空き缶やたばこ、ガムなどポイ捨てをしないようにしている人の割合は増加傾向にあります。



2 伊勢原市まちづくり市民意識調査結果(平成27年度(2015年度)実施)に見る環境関連施策に対する市民意識について

◇伊勢原市まちづくり市民意識調査の概要

1 調査の概要

- (1) 調査対象 3,000 人(無作為抽出による伊勢原市に居住する18 歳以上の市民)
- (2) 調査方法 郵送によるアンケート調査
- (3) 調査期間 平成28年(2016年)1月12日～1月29日
- (4) 調査項目 ① 回答者属性
 ② 伊勢原市のまちづくり施策
 ③ 地域福祉
 ④ 幸福実感
 ⑤ 市政情報の入手方法など
 ⑥ 伊勢原に対する愛着や誇りなど

2 回収状況

- (1) 配布数 3,000件
- (2) 回収数 1,430件
- (3) 回収率 47.7%

3 伊勢原市まちづくり市民意識調査(平成27年度(2015年度)実施)の自由意見のうち環境基本計画に関わる意見の概要

環境基本計画に関わる自由意見総計 298 件

	件数	割合	
◇環境教育・学習	環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり	5	1.7%
1 暮らし力 ③人がつながり未来を拓く学び合うまちづくり	5	1.7%	
・市民の学習環境に関する意見	2		
・生涯学習センターなどに関する意見	2		
・子どもから大人までを見据えた教育の徹底	1		
◇生活環境	健康で安心して暮らせるまち	27	9.1%
1 暮らし力 ②子どもの成長をみんなで見守るまちづくり	13	4.4%	
・学校給食への意見	13		
3 活力 ⑦都市の活力を生み出す魅力あるまちづくり	2	0.7%	
・市内の屋内、屋外のベンチ設置に関する意見	2		
4 都市力 ⑧自然と調和した住みよいまちづくり	5	1.7%	
・高速道発展による公害に関する意見	2		
・河川の美化、土手の整備に関する意見	2		
・たき火に関する意見	1		
4 都市力 ⑨快適で暮らしやすいまちづくり	7	2.3%	
・下水道に関する意見	5		
・駅前のトイレの充実	2		
◇循環型社会	資源を大切にするまち	19	6.4%
4 都市力 ⑧自然と調和した住みよいまちづくり	19	6.4%	
・ゴミ集積所、回収に関する意見	15		
・ゴミ減量化に関する意見	1		
・ゴミの不法投棄に関する意見	3		

◇エネルギー・地球温暖化	低炭素社会の構築	2	0.7%
その他		2	0.7%
・水力発電の実施		2	
◇自然環境	人と自然が共生するまち	13	4.4%
3 活力 ⑥産業の活力があふれる元気なまちづくり		9	3.0%
・地産地消の推進、地場産品に関する意見		4	
・農業支援に関する意見		3	
・TPPに関する意見		2	
4 都市力 ⑧自然と調和した住みよいまちづくり		4	1.3%
・鳥獣被害対策		1	
・遊休・休耕農地の活用に関する意見		2	
・竹藪の整備等に関する意見		1	
◇都市環境	うるおいのある快適なまち	232	77.9%
1 暮らし力 ②子どもの成長をみんなで見守るまちづくり		14	4.7%
・環境整備、安全強化に関する意見		8	
・通学路の安全確保に関する意見		6	
3 活力 ⑥産業の活力があふれる元気なまちづくり		17	5.7%
・伊勢原インター付近の開発		3	
・産業を盛んにすることに関する意見		3	
・工業団地の活性化に関する意見		1	
・商業従事者への接遇研修支援に関する意見		1	
・さがみロボット産業特区に関する意見		1	
・新東名高速道路発展に伴う観光客取り込み、付近の活性化に関する意見		7	
・スポット回避バスに関する意見		1	
3 活力 ⑦都市の活力を生み出す魅力あるまちづくり		82	27.5%
・伊勢原駅周辺の整備、活性化に関する意見		63	
・伊勢原駅、ターミナルに関する意見		12	
・愛甲石田周辺、三ノ宮・栗原地区のまちづくりに関する意見		5	
・電線・電柱の地中化に関する意見		2	
4 都市力 ⑧自然と調和した住みよいまちづくり		31	10.4%
・土地利用の検討		1	
・自然環境を活かした景観づくりに関する意見		5	
・高速道発展による景観等に関する意見		2	
・路上喫煙、ポイ捨てに関する意見		4	
・市内の自然と調和したまちづくりに関する意見		14	
・街路樹の植樹に関する意見		2	
・空き地の緑地化、公園や校庭の芝生の自然化、公園の美化管理に関する意見		3	
4 都市力 ⑨快適で暮らしやすいまちづくり		86	28.9%
・道路整備、歩道整備、標識整備に関する意見		38	
・ロータリー、踏切の整備に関する意見		1	
・コミュニティバス、バス路線に関する意見		17	
・交通安全指導に関する意見		1	
・公園に関する意見		29	
5 自治力 ⑩市民と行政がともに力を合わせて歩むまちづくり		2	0.7%
・計画的なまちづくりに関する意見		2	



なかなか
いいなか
いせはら



伊勢原市公式
イメージキャラクター
クルリン

第3章 将来のあるべき環境の姿

1 伊勢原市環境基本条例の基本理念

伊勢原市環境基本条例に定める基本理念

- (1) 良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全など」という。)は、将来の世代へ継承していかなければならない。
- (2) 良好な環境の保全などは、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会が構築されることを旨とし、豊かな自然環境を保全し、環境と市民の共生が実現されるように行われなければならない。
- (3) 良好な環境の保全などは、市、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者の日常生活又は事業活動において行われなければならない。

2 計画期間内の環境行政の主要課題

社会情勢の変化への対応(エネルギー問題)

近年、地球温暖化問題の重要性が増しており、平成27年(2015年)12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる平成32年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組を定めたパリ協定が採択されました。日本は、平成42年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比26.0%削減という目標を掲げており、本市も省エネルギーの推進をはじめとする、一層の温室効果ガス削減に向けた取組が求められています。エネルギー問題についての国民の関心は高く、新エネルギーの普及促進が全国的に進んでいくものと考えられます。そうした中で、本市としても効果的な施策を打ち出していく必要があります。

広域幹線道路開通に伴う新たな景観の形成

新東名高速道路や幹線道路の沿道等、今後、まちなみの変化が予測される場所での景観への配慮が課題となっています。新東名高速道路・国道246号バイパスの広域幹線道路については、沿道の環境との調和に配慮するとともに、余地等における緑化を推進し、地域と融合した景観形成に努め、新たな土地利用との融合が図られる景観形成を進める必要があります。

環境教育の充実、環境学習の振興

伊勢原市環境基本条例では「市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深め環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう環境教育の充実及び環境学習の振興に努めるものとする。」としています。環境問題に対する市民の理解と意欲の高揚を図るため、環境教育及び環境学習の振興を図る必要があります。

3 目指す将来像

伊勢原市環境基本条例に定める基本理念及び計画期間内の環境行政の主要課題を踏まえて、本市の目指す将来像を次のとおり、設定します。

みんなでつなぐ豊かな環境

大山山麓の豊かな自然を誇る魅力あるまちを、各主体の参画、協働により将来世代へ継承していくことを示しています。

4 分野別の基本目標

目指す将来像を実現するための基本的な目標を、6つの分野ごとに設定します。

【環境教育、学習】環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくり

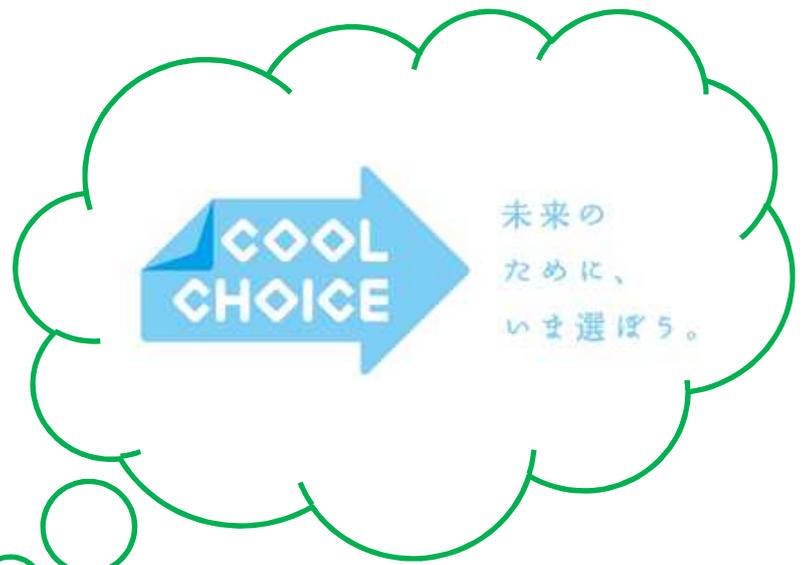
【生活環境】健康で安心して暮らせるまち

【循環型社会】資源を大切にすするまち

【エネルギー、地球温暖化】低炭素社会の構築

【自然環境】人と自然が共生するまち

【都市環境】うるおいのある快適なまち



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

第 4 章 行動計画

《各分野の目標》

分野	No	目標	基準値	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
環境教育、学習	1	環境学習年間実施回数	98回	112回				
	2	環境に関する啓発イベント来場者数	1,836人	3,000人				
	3	市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)	15団体	15団体				
生活環境	4	大気汚染に係る3物質の環境基準達成	全項目達成	達成維持				
	5	電気自動車の市内普及台数	190台	473台				
	6	河川BOD環境基準の達成	9河川	10河川				
	7	公共下水道普及率	78%	82%				
	8	公害苦情件数	41件	30件				
	9	放射能汚染の監視体制整備	監視体制維持	状況の変化に応じた監視体制整備				
循環型社会	10	焼却対象量	28,217 t/年	24,151t/年				
	11	【削除】						
	12	資源化率(中間処理後も含む)	18.6%	26.0%				
エネルギー、地球温暖化	13	1人当たりの年間電気使用量	1,609kWh	1,400kWh				
	14	【削除】						
	15	太陽光発電市内総出力	11.4MW	13MW				
自然環境	16	森林施業面積	463ha	538ha				
	17	荒廃農地整備面積	5.1ha	6.1ha				
	18	【削除】						
	19	【削除】						
都市環境	20	歩行空間に関する道路整備延長	5,051m	12,910m				
	21	自転車に関する交通事故の割合	19.7%	17.0%				
	22	市街化区域の緑被率	7.1%	15%				
	23	1人当たりの公園面積	4.9㎡	8㎡				
	24	【削除】						
	25	不法投棄回収量	8.1t	6.0t				

《各分野の重点事業》

目標を達成するに当たり、特に重要と思われる事業、今後の課題を踏まえて特に推進すべきと考える事業を【重点事業】として設定します。

分野	重点事業	事業の内容
環境教育、 学習	環境学習の講師派遣	環境学習指導員派遣制度を活用し、講師を派遣します。また、本市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施します。
生活環境	公共下水道整備	市街化区域に公共下水道を整備し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を進めます。
	環境基準超過河川流域における普及啓発強化	環境基準を超過している河川流域において、水質汚濁の原因となる使用済油の適正な処理、合成洗剤などの使用抑制及び合併処理浄化槽への転換を啓発していきます。
循環型社会	小型家電リサイクル事業	小型電子機器などに使用されるレアメタルなどの回収を、福祉事業所と連携を図りながら推進します。
エネルギー、 地球温暖化	地球温暖化防止対策の推進	事業所や国民が一致団結して温暖化防止に取り組む国民運動COOL CHOICEを普及します。
	公共施設における温室効果ガス削減対策	公共施設における設備機器の点検整備や設備の運用改善を行うとともに、省エネタイプの機器更新について検討します。
自然環境	林業基盤整備事業	水源の森林エリア内における森林施業において、作業を効率化し、林業経営の安定化や森林保全を図るうえで、作業路の整備が急務となっていることから、水源の森林エリア内における水源林作業路の整備を進めます。
	荒廃農地対策	荒廃農地は、周辺農地への悪影響や鳥獣の棲家になるなどの様々な問題に結びつきます。新規就農者や農業への参入企業といった多様な担い手の育成、確保を図り、荒廃農地の解消に取り組めます。
都市環境	生活環境美化推進事業	市民のマナーやルールなどの啓発を進めるとともに、ポイ捨て防止などに関する規制を行い、ごみの散乱防止を抑制します。

【各項目の見方】

取組の柱〇 ○〇〇〇を推進する

◇ 現況 ◇

*取組の柱ごとの国、神奈川県の動向、市域のデータなどを記載しています。

◇ これまでの主な取組 ◇

*第二次伊勢原市環境基本計画策定以後に取り組んだ主な施策について記載しています。

◇ 今後の課題 ◇

*これまでの取組や社会情勢を考慮して、今後の課題を抽出しています。

◇ 取組の方向性 ◇

*今後の課題を踏まえて、本市が今後取り組んでいく施策の方向性について記載しています。

◇ 目標 ◇

*各取組の柱ごとに、施策の進捗状況を示す代表的な指標を目標として設定しています。

(設定理由)

*目標を設定した理由を記載しています。

◇ 市の取組 ◇

〇〇〇の推進 ← 「取組の柱」に設定された「施策項目」ごとに構成事業を記載しています。

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 〇〇〇〇推進	*各構成事業の内容について記載しています。	*各構成事業の所管部署を記載しています。
△△促進		
□□実施		

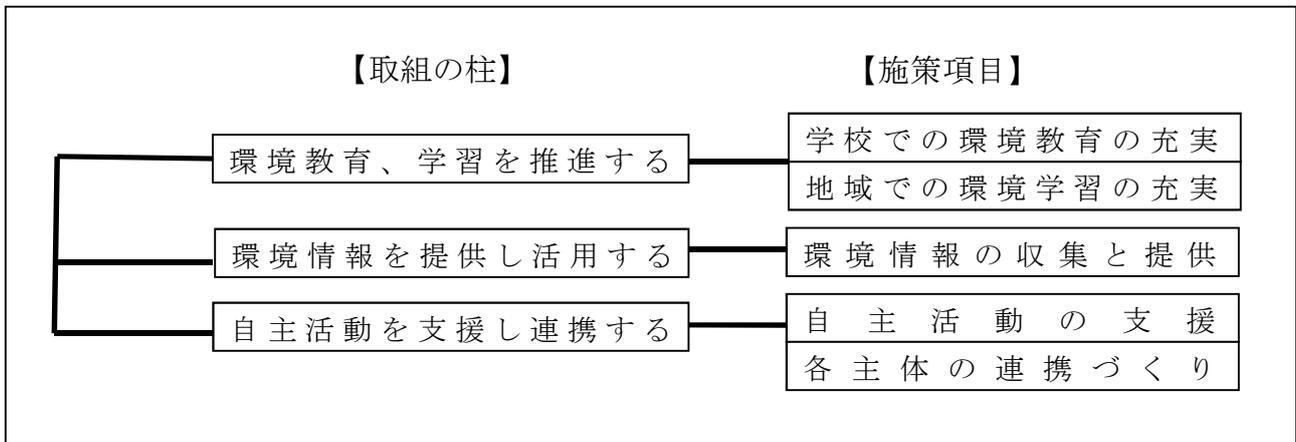
*目標を達成するに当たり特に重要と思われる事業、今後の課題を踏まえて特に推進すべきと考える事業を【重点事業】として設定しています。

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

◇ 事業者期待する取組例 ◇

*市民、市民団体、事業者それぞれに期待する取組例について記載しています。取組項目欄に【市民団体】と記載されたものは、特に市民団体に期待される取組例を表しています。

【環境教育、学習】環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくり



環境教育、学習の振興により、環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくりを進めます。取組の柱として「環境教育、学習を推進する」「環境情報を提供し活用する」「自主活動を支援し連携する」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 環境学習年間実施回数の増加
- ◇ 環境に関する啓発イベント来場者数の増加
- ◇ 市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)の維持

本分野の重点事業

- ◇ 環境学習の講師派遣

取組の柱①

環境教育、学習を推進する

◇ 現況 ◇

国の法整備

平成23年(2011年)6月15日に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の改正法である環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律が公布され、平成24年(2012年)10月1日に完全施行されました。学校教育における環境教育の充実、環境教育などの基盤強化、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い、法律の名称も変更されました。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、持続可能な社会の構築のために、多様な主体が適切な役割を果たし、対等の立場において相互に協力して行うものとしています。

◇ これまでの主な取組 ◇

伊勢原市環境基本条例の制定

本市は、平成22年度(2010年度)に伊勢原市環境基本条例を施行しました。この条例は、総合的に環境教育や環境学習が振興されるために、必要な措置を講ずることを規定しました。また、環境教育や環境学習の振興のためには教育機関の役割は重要であることから、教育機関の責務を定めています。

環境学習指導員派遣事業

平成22年度(2010年度)の伊勢原市環境基本条例の施行と併せて環境学習指導員派遣制度を創設しました。環境に関する専門的な知識及び経験を有する人を環境学習の指導員として、環境学習の場に派遣するものです。当制度における指導員を充実させるとともに、その活躍の場を確保することで、環境学習のより一層の進展を図るよう、取組を進めています。

環境学習資料の作成

子ども向けの環境行動の手引き《小学校編》《中学校編》(エコ・ゴコロ)を平成20年度(2008年度)に作成し、配布してきました。作成には、伊勢原市教育センター「環境学習に関する研究部会」の協力をいただきました。

作成後5年が経過した平成26年度(2014年度)に、東日本大震災後の環境を取り巻く社会情勢の変化や、国の温暖化対策、エネルギー政策の見直しなどがあり、内容の検討が必要となったため、伊勢原市教育センター調査研究員とともに改訂版を発行し、配布しています。



環境行動の手引き

◇ 今後の課題 ◇

伊勢原市環境基本条例の理念の実現

伊勢原市環境基本条例において「市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深め環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう環境教育の充実及び環境学習の振興に努めるものとする。」と規定されています。当該規定を踏まえ、環境教育及び学習を重点的に推進していくことが必要です。

身近な実体験の充実

国の施策の方針として、客観的、論理的思考力や多様な視点から考察する力などを育み、地域を教材とし、実体験を通じて、実践的に学ぶこと。また、双方向のコミュニケーションにより、気付を引き出すことなどが示され、本市としてもこうした国の考え方を踏まえて施策を展開していきます。

◇ 取組の方向性 ◇

環境学習の拠点整備を継続して実施するとともに、平成 22 年度(2010 年度)に制度化した環境学習指導員派遣制度を活用した人的サポートなどにより、人づくりや地域づくりを進めます。また、各学校における環境教育の充実に向けて各学校の取組に関する情報交流の機会を創出していきます。

◇ 目標 ◇

環境学習年間実施回数増加

現状値	長期目標
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
98 回	112 回

(設定理由)

良好な環境の保全と創造のために、広く市民が様々な環境問題に対する意識を向上させることが不可欠です。そのために、環境問題に関する講演会や研修会、自然観察会、環境に関するイベントなどを数多く行うことを目指します。環境学習派遣制度の活用などにより、回数増加を見込み目標を設定します。本市で主催したものをカウントします。

今回の見直しで伊勢原市第 5 次総合計画後期基本計画に併せて長期目標を再設定しました。

◇ 市の取組 ◇

学校での環境教育の充実

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 環境学習の講師派遣	環境学習指導員派遣制度を活用し、講師を派遣します。また、本市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施します。	環境対策課 環境美化センター
各学校の取組に関する情報交流促進	各学校の環境学習の取組や成果を発表する機会を設けます。	環境対策課
教職員研修の実施、支援	教職員に向けて環境教育に関連する研修講座を実施します。また、各学校が実施する研修について、講師に関する情報提供などの支援を行います。	教育指導課 教育センター
環境学習に関する資料提供	各学校に環境学習に関する資料を提供します。	環境対策課 教育センター
環境教育の実施計画策定支援	各学校の環境教育の実施計画策定を支援します。	教育指導課

地域での環境学習の充実

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 環境学習の講師派遣 (再掲)	環境学習指導員派遣制度を活用し、講師を派遣します。また、本市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施します。	環境対策課 環境美化センター
環境に関する生涯学習の充実	公民館講座において、環境に関する講座を実施し、生涯学習の機会の充実を図ります。	社会教育課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境保全活動への参加	地域の環境保全活動、自然観察、農林業体験などに積極的に参加します。
家庭における環境教育	家庭における環境教育を進めます。
【市民団体】 環境に係る知識の伝達	環境学習指導員派遣制度の講師を務めるなどして、活動の中で得た知識や経験を地域に還元します。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境に関するイベントへの参加、協力	地域の環境に関するイベントなどに積極的に参加、協力します。
従業員への環境教育	環境保全の必要性など、従業員への環境教育を進めます。

取組の柱②

環境情報を提供し活用する

◇ 現況 ◇

市や神奈川県環境情報の発信

環境情報の収集及び提供は、環境教育や市民活動の基礎となるものです。本市では毎年、環境行政の動向を記載した「いせはらの環境」を公表し、ホームページへ環境情報を掲載したり、各種啓発イベント開催したりするなど、環境情報の提供に努めています。また、神奈川県では環境情報のホームページ「環境イベント・ニュース情報」において、環境行政に関する情報や県内の環境関連イベントなど、環境に関する情報を提供しています。

◇ これまでの主な取組 ◇

啓発事業の実施

本市では、広報いせはらやホームページなどに環境啓発記事を掲載しています。また、環境展、ストップ温暖化展、リサイクル展など、環境保全のための啓発イベントを実施しています。



環境展



ストップ温暖化展

環境行動の手引き作成

市民が環境に配慮した行動をとる際の参考となるよう、環境行動の手引き(家庭向け、事業者向け・子ども向け)をホームページで公開しています。

◇ 今後の課題 ◇

各主体の取組情報の整備と発信

これまで環境展やストップ温暖化展などの啓発イベントで、市民や事業者の取組を紹介する機会を設けています。それらの取組情報をわかりやすく整理し、本市の保有する情報とともに、さらに積極的に発信していく必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

市民や事業者の取組を市域全体に発信できるよう支援していきます。また、本市の持つ環境情報を整理し、積極的に発信していきます。

◇ 目標 ◇

環境に関する啓発イベント来場者数の増加

現状値	長期目標
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
1,836 人	3,000 人

(設定理由)

環境情報が効果的に提供されているかどうかを表す指標として、環境に関する啓発イベント来場者数を目標に設定します。市や市民団体、事業者が主催する啓発イベントの情報を的確に伝えることで、来場者や参加者の人数の増加を設定します。目標値としては、確実に把握できる本市のイベントの来場者数としますが、市民団体や事業者のイベントについても情報の把握や発信に努めていきます。本市のイベントは実施方法や周知方法を見直し、集客力を高めていきます。

◇ 市の取組 ◇

環境情報の収集と提供

構成事業	事業の内容	所管
環境に関する啓発イベントの開催	環境展、リサイクル展、ストップ温暖化展など、環境保全に関するイベントを開催します。	環境対策課 環境美化センター
環境啓発情報の発信	広報紙や本市のホームページで環境啓発記事を掲載します。	環境対策課
市域の環境情報調査、発信	収集した市域の環境情報を調査及び整理し、ホームページなどを用いて情報発信します。	環境対策課
環境情報の収集と交換の場づくり	環境情報の収集と提供など、情報交換の場づくりを行います。	環境対策課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境情報の取得	環境に係る講演会、学習会、イベントなどに積極的に参加し、情報の収集に努めます。
【市民団体】 環境情報の発信	実践した環境保全活動に関する知識や経験を積極的に情報提供します。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境情報の発信	自社の環境保全の取組を地域社会に積極的に情報発信します。

◇ 現況 ◇

国の第五次環境基本計画における位置付け

国の第五次環境基本計画において、重点戦略設定の考え方の一つとして、「パートナーシップの充実・強化」を掲げており、環境政策の展開に当たっては、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、当事者意識を持って、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要であるとし、パートナーシップの充実・強化に向け、国が果たすべき役割、地方公共団体など各主体に期待される役割を明らかにしています。

地方公共団体には、各主体の行動の促進など、住民、事業者、民間団体、他の地方公共団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開することが、国民には、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることや身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進めることが期待されるとしています。

◇ これまでの主な取組 ◇

市民活動サポートセンターの開設

これまで、市民活動保険制度、市民活動支援助成制度などにより、市民活動の支援を行ってきました。また、平成 21 年度（2009 年度）に市民活動サポートセンターを開設し、自主的活動のための場を提供するとともに、活動のための相談や相互の交流などの育成支援を行いました。

いせはら環境（市民）ネットワークの設立

市民の環境活動団体の連携組織として「いせはら環境市民ネットワーク」が平成 17 年度（2005 年度）に設立されました。これまで本市では、こうした連携組織と協働し、各種イベントを開催しています。平成 29 年度（2017 年度）に新組織「いせはら環境ネットワーク」へ移行しました。

自主活動の支援

大山クリーンキャンペーンや市民総ぐるみ大清掃、洪田川の芝桜植栽や管理、事業者団体の河川清掃など、様々な地域の美化活動が行われています。本市では、そうした活動の支援を行っています。



事業者団体による河川清掃



芝桜の様子

◇ 今後の課題 ◇

設備、制度の活用

これまで市民活動サポートセンターの開設、提案型協働事業制度の開始などの各種事業を展開してきました。こうした施設や制度を活用し、さらなる環境保全に関する市民活動の活発化を図る必要があります。市と市民活動団体や事業者とがお互いの特性を生かして、複雑、多様化する課題やニーズに対応できるよう、市民活動が活発に行われる環境を整える必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

市民活動サポートセンターや提案型協働事業制度なども活用しながら、市民活動の活発化を図ります。また、市内の各主体の連携を進めるため、必要な支援を行います。

◇ 目標 ◇

市民活動サポートセンター登録団体数(環境分野)の維持

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
15 団体	15 団体

(設定理由)

市民活動の拠点組織として、市民活動サポートセンターを平成 21 年度 (2009 年度) に開設しました。環境分野の市民活動が活発に行われているかどうかを示す指標として、市民活動サポートセンターの登録団体数(環境分野)を目標として設定します。整備した施設や制度を活用して市民活動の支援を積極的に行い、団体数の維持を目指します。

◇ 市の取組 ◇

自主活動の支援

構成事業	事業の内容	所管
市民活動拠点施設の活用	市民活動の拠点施設として、いせはら市民活動サポートセンターなどを活用し、環境にかかる市民活動の促進と支援を行います。	市民協働課
提案型協働事業制度	市民提案型、行政提案型協働事業を活用し、環境にかかる市民活動を促進します。 ※市民提案型協働事業制度とは、市民(市民活動団体)が企画や立案をするもので、市と協働で事業を行うことにより、地域の課題解決や市民生活の向上に寄与するもの ※行政提案型協働事業制度とは、市が現在実施しているか又はこれから実施する事業のうち、市から市民活動団体へ提案して協働を呼びかけるもの	市民協働課

各主体の連携づくり

構成事業	事業の内容	所管
市内事業者との連携	伊勢原地区環境保全連絡協議会など、市内の事業者との連携事業を進めます。	環境対策課
市民団体との連携	いせはら環境ネットワークなど、市内の市民団体との連携事業を進めます。	環境対策課

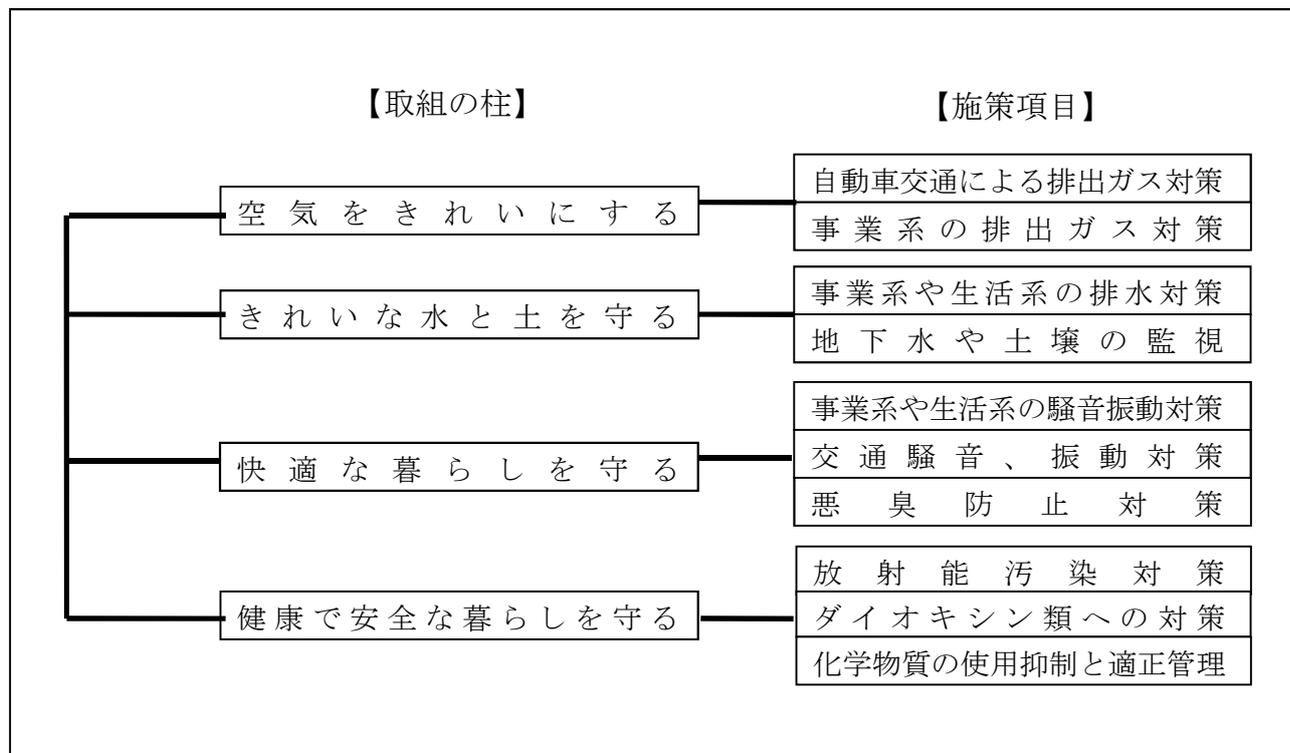
◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
【市民団体】 環境保全活動の実践	支援制度なども活用し、地域における環境保全活動を実践します。
環境保全団体への参加、交流	環境保全活動に取り組む団体への参加、交流を積極的に進めます。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
他団体との連携	他事業者や市民団体との連携による環境保全活動の実践に努めます。
環境に係る知識の伝達	環境学習指導員派遣制度の講師を務めるなどして、活動の中で得た知識や経験を地域に還元します。

【生活環境】健康で安心して暮らせるまち



生活環境が保全され、健康で安心して暮らせるまちを目指します。取組の柱として、「空気をきれいにする」「きれいな水と土を守る」「快適な暮らしを守る」「健康で安全な暮らしを守る」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 大気汚染に係る3物質の環境基準達成維持
- ◇ 電気自動車の市内普及台数の増加
- ◇ 河川BOD(※)環境基準の達成維持
- ◇ 公共下水道普及率の向上
- ◇ 公害苦情件数の低減
- ◇ 放射能汚染の監視体制整備

本分野の重点事業

- ◇ 公共下水道整備
- ◇ 環境基準超過河川流域における普及啓発強化

※BOD・・・河川の有機物による汚濁の指標。水中の有機物が微生物の働きによって、分解されるときに消費される酸素の量を表す。

取組の柱④

空気をきれいにする

◇ 現況 ◇

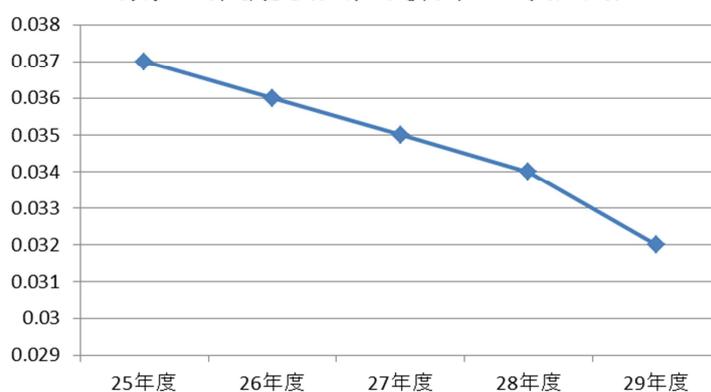
環境基準の達成状況

伊勢原市で平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）まで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は達成されています。光化学オキシダントについては、神奈川県下すべての測定局で環境基準を達成していない状況にあり、この改善が課題となっています。

また、平成 21 年（2009 年）9 月に環境基準項目として微小粒子状物質（PM2.5）が追加され、気管支などの障害原因の一つとして監視が必要となりました。

大気測定は、市役所及び大住台 1 丁目の谷戸岡自動車排出ガス測定局で行っています。

二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)



◇ これまでの主な取組 ◇

自動車の排ガス対策

自動車交通対策として、湘南地域ノーマイカーデーへの参加やバスロケーションシステムの導入支援、自転車利用を促進するための伊勢原駅南口自転車駐車場耐震補強工事などを実施しました。また、低公害車の普及に努めており、電気のみを動力とする軽自動車などについては、軽自動車税を減免しました(平成 23 年度 (2011 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) まで)。本市では、公用車として電気自動車を始め、ハイブリッド自動車や九都県市指定低公害車を導入し、低公害車両の保有率が向上しました。

電気自動車急速充電器の設置

電気自動車の普及を推進するため、日産自動車より寄贈を受けた急速充電器を青少年センターへ設置し、続いて市営大山第二駐車場に急速充電器を設置しました。

青少年センターの急速充電器は行政センター地区に來訪された方の給電ポイントとして利用されています。また、市営大山第二駐車場へ急速充電器を設置したことで、電気自動車でも安心して大山観光に訪れる事が可能となりました。

工場などの排出ガス対策

ばい煙発生施設を設置する工場などに対し、神奈川県と合同で立入検査を実施し、大気汚染物質の排出状況の監視及び指導を行っています。

◇ 今後の課題 ◇

交通量増加への対応

伊勢原市は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の対象地域に指定され、その効果により窒素酸化物の排出源の約3割を占めるといふ窒素酸化物の濃度は低下しています。しかしながら、広域幹線道路の整備が予定されていることもあり、市内を通過する交通量の増加が見込まれます。

このため、現状の維持、改善を図るため、(広域幹線道路の供用開始後の) 大気測定結果に注視し、エコドライブ、公共交通の利用促進、低公害車の普及を推進することが必要です。

工場などの排出ガス対策

工場や事業場については、ばい煙発生施設の適切な管理を図るとともに、新たな施設設置については、LNGなどの低公害燃料の使用やコージェネレーションシステムの導入を促すことが必要です。

◇ 取組の方向性 ◇

第二次伊勢原市環境基本計画の目標達成数値を維持するため、エコドライブの推進、低公害車の導入を促進します。特に電気自動車については、市内公共施設や観光地へ設置した急速充電器の維持管理を行い普及啓発に努めます。また、関係機関と連携しながら、継続して大気汚染状況を監視するとともに工場などの指導、監視を行っていきます。

◇ 目標 ◇

大気汚染に係る3物質*の環境基準達成維持

※大気汚染に係る3物質・・・二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})

現状値	長期目標
平成29年度(2017年度)	平成34年度(2022年度)
全項目達成*	達成維持

(設定理由)

市内における大気汚染に係る代表的な物質に関しての環境基準は達成している状況です。本計画については、現状を維持するとともにさらなる低減に努めるものとします。環境影響評価制度に基づく調査によれば、広域幹線道路供用開始後も環境基準内に収まるものとされています。

なお、一酸化炭素、二酸化硫黄の測定を神奈川県が終了したことから、今回の見直しで目標を「大気汚染に係る3物質の環境基準達成」としました。

電気自動車の市内普及台数の増加

現状値	長期目標
平成29年度(2017年度)	平成34年度(2022年度)
190台	473台

(設定理由)

大気汚染は、広域に係る問題で、改善するには、自治体が連携して取り組む必要があります。電気自動車普及は、大気汚染対策としても有効であることから、神奈川県は、電気自動車の普及促進に積極的に取り組んでいます。急速充電器の維持管理及び普及啓発に努め、電気自動車の普及台数の増加を目指します。今回の見直しで目標値は、国の「次世代自動車戦略 2010」の民間予測と本計画前期期間（平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）まで）の市内及び国内の新車乗用車販売台数に占める電気自動車の割合を考慮し、長期目標を変更しました。

◇ 市の取組 ◇

自動車交通による排出ガス対策

構成事業	事業の内容	所管
低公害車の普及促進	低公害車の普及を促進します。市役所においても、率先して低公害車を導入します。	環境対策課 管財契約検査課
エコドライブの推進	アイドリングストップや急発進、急加速をしないなどエコドライブの普及啓発を行います。公用車の運転時には、率先してエコドライブを実践します。	環境対策課 管財契約検査課
電気自動車急速充電器の維持管理	市内公共施設や観光地へ導入した急速充電器の維持管理を行い、電気自動車の普及促進に努めます。	環境対策課
大気汚染状況の監視	神奈川県と連携し、環境基準が定められている物質などの大気中濃度を監視します。また、広域幹線道路の供用開始に伴う大気への影響を注視していきます。	環境対策課

事業系の排出ガス対策

構成事業	事業の内容	所管
違法な焼却行為の規制	廃棄物の処理及び清掃に関する法律や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、屋外における焼却や違法な焼却施設の使用に対し指導を行います。	環境対策課 環境美化センター
工場などの大気汚染物質排出状況監視	工場や事業場の大気汚染物質排出状況の指導、監視を行うため、工場などへの立ち入り調査などを実施します。	環境対策課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
低公害車の導入	新たに車を購入する場合は、積極的に低公害車を購入します。
エコドライブの実施	車の運転時は、エコドライブを心がけます。
公共交通機関の利用	公共交通機関が整備されている場所で移動するときは、積極的に公共交通機関を利用します。
ごみの焼却禁止	家庭ごみは所定の収集場所に出し、屋外での焼却は行いません。
【市民団体】 大気汚染状況の監視	環境基準が定められている物質の大気中濃度に関心を持ち、必要に応じて調査を行います。広域幹線道路の供用開始に伴う大気への影響についても、注視していきます。

◇ 事業者に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
低公害車の導入	新たに車を購入する場合は、積極的に低公害車を導入します。
エコドライブの実施	従業員にエコドライブを指導します。
ばい煙発生施設の適正管理	ばい煙発生施設を適正に管理します。
低公害のばい煙発生施設の導入	LNGなどの低公害燃料の使用やコージェネレーションシステムの導入を進めます。
事業系廃棄物の焼却禁止	違法な焼却炉による焼却行為は行いません。農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴い行う軽微な焼却など、例外として認められるものについても、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないように努めます。

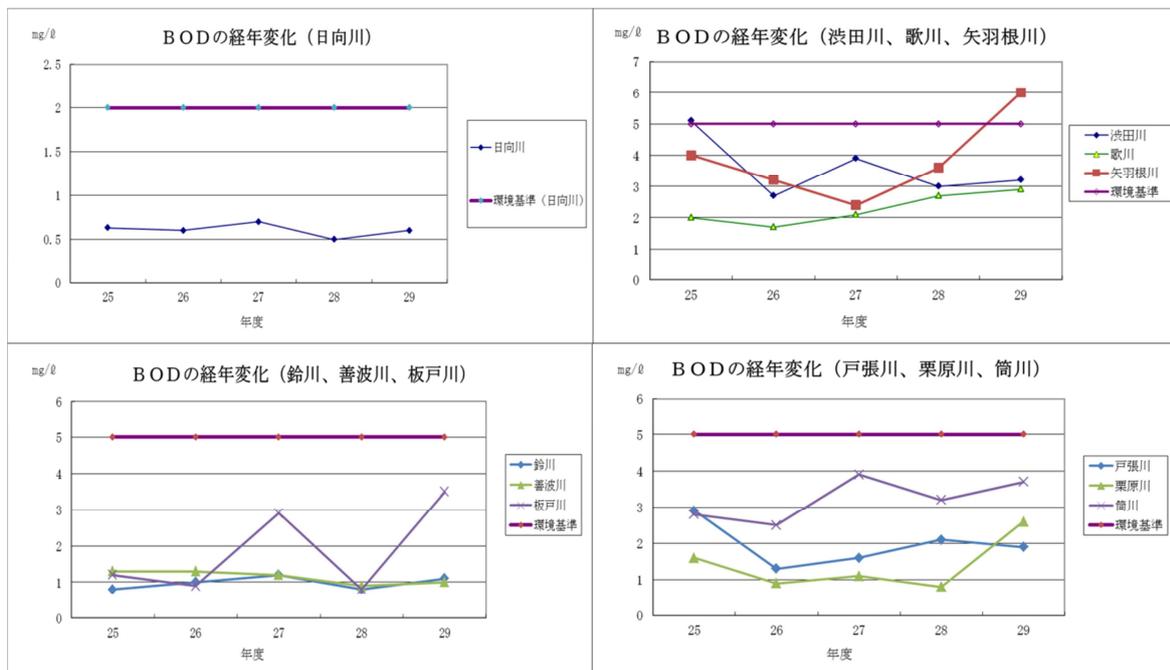
取組の柱⑤

きれいな水と土を守る

◇ 現況 ◇

環境基準の達成状況

第二次環境基本計画の中期目標で、全 10 河川が BOD 環境基準に適合することとしています。平成 23 年度(2011 年度)には 3 河川(矢羽根川、渋田川、筒川)で基準を超過していましたが、桜台、沼目地区の公共下水道の普及とともに、矢羽根川、筒川の水質は改善の方向に進み、平成 26 年度(2014 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までは、全 10 河川が BOD 環境基準に適合しましたが、平成 29 年度(2017 年度)は矢羽根川で環境基準の超過がみられました。



土壌汚染対策法などの制定

平成 14 年(2002 年)5 月に土壌の特定有害物質による汚染の状況把握及び汚染土壌の措置について定めた土壌汚染防止法が制定され、一定規模以上の土地の形質変更の場合、手続が必要であり土壌汚染のおそれの有無が判断されます。

◇ これまでの主な取組 ◇

公共下水道の普及

市の公共下水道は、渋田川を挟んで東部処理区と中央西部処理区に分かれており、平成 30 年(2018 年)3 月末現在で東部処理区の公共下水道普及率は 91.6%、中央西部処理区は 72.2%であり、全体として 78.4%となりましたが、県内平均 96.7%を下回っている状況にあります。市街化区域内における公共下水道整備を今後 10 年間で概成する国の方針を受け、本市では、平成 37 年度(2025 年度)を目標に整備を進めることとしています。

合併処理浄化槽の普及

平成 13 年(2001 年)4 月 1 日以降、単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

平成 29 年度(2017 年度)の累計補助実績は、1,411 基となっています。

平成 29 年度(2017 年度)から実施されている第 3 期かながわ水源環境保全 5 ヶ年計画において、生活排水処理施設の整備区域に日向川流域が対象となりました。

地下水や土壌の監視

平成 10 年度(1998 年度)に伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例を施行し、汚染土の持込み及び建築廃材などの埋立について規制、監視をしてきました。

廃棄物の清掃及び処理に関する法律及び建設リサイクル法(正式名称「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」)により廃棄物及び建設資材の適正処理について規制されており、これにより、廃棄物の違法埋立についてはほとんど見られなくなりました。

地下水については、神奈川県により定点調査が実施され、継続監視されています。

◇ 今後の課題 ◇

公共下水道の普及、水洗化率の向上

平成 30 年(2018 年)3 月末日現在で伊勢原市公共下水道処理人口普及率 78.36%です。平成 37 年度(2025 年度)に市街化区域整備概成を目標に生活環境の向上や公共用水域の水質保全のため、費用対効果を考慮しながら公共下水道整備を図り普及率の向上を目指していきます。また、公共下水道整備後の接続率(水洗化率)が 97.15%ですが、引き続き下水道への接続を促進します。

合併処理浄化槽の普及及び適正管理

市街化調整区域での河川水質の改善のためには、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換が必要です。

また、浄化槽の浄化機能を十分に発揮させるためには、定期的な清掃、点検や法定検査などの維持管理が必要です。

◇ 取組の方向性 ◇

生活排水の適正処理は、生活環境の向上や河川水質改善に直接結び付きます。本市では、効率的な生活排水処理対策として、市街化区域では公共下水道の早期普及、市街化調整区域では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。また、公共下水道への早期接続や浄化槽の適正管理について、啓発を行います。

◇ 目標 ◇

河川 BOD 環境基準の達成維持

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
9 河川/10 河川	10 河川/10 河川

(設定理由)

環境基準項目のうち、河川の汚濁状況を図る目安となり、また水生生物の生息環境との関連が顕著に見られる BOD について環境基準達成状況を指標としました。公共下水道の整備を進めるとともに、普及啓発により良好な河川水質の維持を目指します。

公共下水道普及率の向上

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
78%	82%

(設定理由)

河川 BOD の推移と公共下水道の普及率向上は、相関関係が見られることから、公共下水道の普及率の向上を目標としました。平成 34 年度(2022 年度)の目標値は、伊勢原市公共下水道経営健全化計画と整合を図りながら、設定します。

◇ 市の取組 ◇

事業系や生活系の排水対策

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 公共下水道整備	市街化区域に公共下水道を整備し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を進めます。	下水道整備課
公共下水道への接続促進	下水道整備済区域内の工場、事業場及び家庭の下水道への接続を促します。	下水道業務課
合併処理浄化槽整備の促進	下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を促します。	環境対策課
浄化槽の適正管理の啓発	浄化槽法第 10 条の保守点検及び清掃の義務、第 11 条で規定する定期検査の受験について、神奈川県と協働し広報などにより啓発をしていきます。	環境対策課
【重点事業】 環境基準超過河川流域における普及啓発強化	環境基準達成を維持するため、水質汚濁の原因となる使用済油の適正な処理、合成洗剤などの使用抑制及び合併処理浄化槽への転換を啓発していきます。	環境対策課
事業所への立入検査	事業所から公共用水域への排水に対する規制、監視のため、関係機関と連携して立入調査を実施します。	環境対策課
河川水質調査	市内 10 河川の水質監視のため、定期的に調査を行います。	環境対策課
公共施設の石けんの使用に関する普及、啓発	合成洗剤の使用を控え、石けんの使用を促進するための普及、啓発活動を行います。	環境対策課
下水処理水対策	アクアクリーンセンターの下水処理水に含まれる窒素やリン削減に向けた検討を進めます。	下水道整備課下水道施設担当

地下水や土壌の監視

構成事業	事業の内容	所管
地下水の水質監視	神奈川県による常時監視結果について注視します。	環境対策課
土質汚染状況の把握	神奈川県による汚染区域の指定の状況について注視します。	環境対策課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
公共下水道への接続	公共下水道の供用開始告示後に早期に下水道へ接続します。
合併処理浄化槽への転換	市街化調整区域では、合併処理浄化槽へ転換し、雑排水の未処理放流をなくします。
石けんの使用	LAS(※)など、難分解性の界面活性剤を含む合成洗剤の使用を避け、石けんを使用します。
生分解性の低い物質の排出抑制	使用した油や残った塗料など生分解性の低い物質は適正に処理し、公共用水域などには流しません。
地下水調査	飲用井戸の水質調査を実施し、自ら水の安全性を確認します。

※LAS・・・家庭用の合成洗剤の主成分などとして、使われている化学物質

◇ 事業者に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境法令の遵守	水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例などを遵守します。
水質事故の未然防止	油、薬品などが事故により公共用水域へ流出しないよう事前に対策を講じます。
水質事故の即時処置	水質事故が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、速やかに公共用水域への被害を最小限に止める措置を実施します。

取組の柱⑥

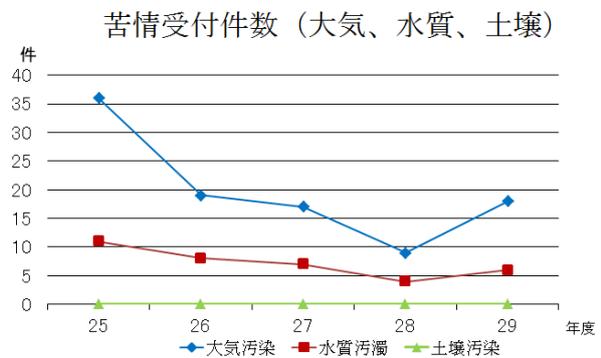
快適な暮らしを守る

◇ 現況 ◇

市民からの苦情の推移

市民からの環境問題に関する苦情件数は横ばい状態であり、年間 50 件前後寄せられています。内訳としては、屋外焼却が最も多く、次に騒音、臭気に関するものの順になっています。

屋外焼却に関しては、従前見られたような大規模に建築廃材を燃やすような事例はなくなり、たき火程度の小規模なものの苦情が増加しています。騒音については、資材置き場、駐車場などの明確な規制基準の定めがない場所で発生する音に対する苦情や、生活騒音についての苦情が主なものです。悪臭については、事業場、畜舎、飲食店及び生活排水が流れる道路側溝から発生する臭気など様々な発生源からの苦情があります。



◇ これまでの主な取組 ◇

屋外における焼却の指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、焼却禁止物質を屋外焼却している者に対する焼却の中止及び廃棄物の適正処理を指導しています。

また、法令で認められている農林業を営むために行う焼却行為については、周辺住民への環境影響を最小限にするため、風向及び量を考慮し焼却を行うよう求めています。

騒音、振動指導など

工場や事業場からの騒音及び振動については、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制基準を遵守するよう指導しています。

生活騒音については、市の広報で日常生活に伴って発生する騒音によって周辺に迷惑をかけることのないよう配慮と相互理解を市民に周知を行っています。

悪臭指導など

悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、施設の改善及び建物構造の変更を指導しています。農業振興地域については、悪臭防止法の規制対象から外れているために、周辺生活環境に配慮するよう求めています。

◇ 今後の課題 ◇

違法な焼却行為の禁止

市民一人ひとりが廃棄物の適正な処分を心がけ、焼却行為を行わないようにすることと、農林業従事者は、周辺生活環境に配慮した屋外での焼却作業が望まれます。

騒音、振動の抑制

工場や事業場では、低騒音、低振動の施設の設置及び防音壁、防振施設などを導入し、規制基準を遵守することと、周辺環境を阻害する音や振動の発生抑制を進めることが望まれます。市民一人ひとりが、日常生活の中で近隣に対する心遣いを持ち、生活騒音を低減することが大切です。広域幹線道路の供用開始に伴う騒音、振動の影響についても注視していく必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

事業活動に伴う騒音、振動や悪臭について引き続き規制を行うとともに、日常生活に伴う騒音についても意識の向上を図ります。交通騒音、振動についても監視を行い、基準を超過する場合は関係機関と連携して緩和を促します。違法な焼却行為については継続して、指導を行います。

◇ 目標 ◇

公害苦情件数の低減

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
41 件	30 件

(設定理由)

公害苦情件数は、市民の暮らしの快適度を示す尺度となります。工場及び事業場への規制や広報紙などによる市民への啓発を進めることで、公害苦情件数を 30 件に低減させることを目指します。広域幹線道路建設中の騒音、振動や粉じんなどについては、環境影響評価制度に基づく調査によれば、低騒音、低振動型の機器を使用するなど、適切な対策を講じれば評価目標を満足するものとされています。必要に応じて公害の発生抑制を事業者に要請し、苦情の発生を抑えます。

◇ 市の取組 ◇

事業系や生活系の騒音振動対策

構成事業	事業の内容	所管
工場及び事業場からの騒音、振動規制	騒音規制法、振動規制法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場及び事業場からの騒音、振動に対する規制を継続します。	環境対策課
近隣騒音に関わる啓発	法や条例の規制のかからない生活系の騒音について、近隣住民への配慮を行うよう周知します。	環境対策課

交通騒音、振動対策

構成事業	事業の内容	所管
道路交通騒音、振動測定の実施	騒音規制法、振動規制法に基づき道路騒音、振動の測定を行い、基準を超過する場合は、道路管理者に舗装改良など緩和措置を促します。	環境対策課

悪臭防止対策

構成事業	事業の内容	所管
工場及び事業場からの悪臭規制	悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場及び事業場からの悪臭に対する指導を継続します。	環境対策課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
生活騒音の低減	近隣に騒音公害苦情を及ぼさないように、自ら配慮します。
ごみの焼却禁止	家庭ごみは所定の収集場所に出し、屋外での焼却は行いません。

◇ 事業者 zu 期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境法令の遵守	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例を遵守します。
騒音、振動の低減	低騒音、低振動の機械の導入を図るとともに、防音、防振対策を施し、周辺の生活環境を阻害しないように努めます。
悪臭の防止	設備の不良による臭気物質の拡散がないように、設備の管理、点検を徹底します。臭気の発生する作業は、臭気の漏れにくい建物内で実施し、建物からの排気は、脱臭施設を通して行います。
事業系廃棄物の焼却禁止(再掲)	違法な焼却炉による焼却行為は行いません。農林業者が自己の農業または林業の作業に伴い行う軽微な焼却など、例外として認められるものについても、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めます。

取組の柱⑦

健康で安全な暮らしを守る

◇ 現況 ◇

放射能汚染の状況

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け、放射能汚染問題が市民の重大な関心事項となっています。市内の空間放射線量は、低い値で安定して推移しており、食品についても基準値を超えたものの流通は報告されていませんが、引き続き注視していく必要があります。

ダイオキシン類の状況

市の大気中のダイオキシン類濃度は、平成 19 年度(2007 年度)以降、環境基準の 20 分の 1 以下で安定しています。

化学物質の使用抑制と適正管理の状況

工場や事業場については、法律に定められた化学物質の厳格な管理が求められています。

◇ これまでの主な取組 ◇

放射能汚染の監視

平成 24 年(2012 年)2 月から、市内小学校の校庭、砂場及び屋上側溝において放射線量の測定を年 4 回実施し、測定値の変化を監視しています。また、市民団体と協力し、放射線量計の貸出を行っています。

平成 24 年(2012 年)9 月からは、学校給食、保育所給食及び市民の持込食品の放射性物質スクリーニング検査を実施し、市内で流通する食品の安全性を検証してきました。

ダイオキシン類の排出抑制

市内でダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視が必要な特定施設は、秦野市伊勢原市環境衛生組合の伊勢原清掃工場の 1 事業場だけです。清掃工場から発生するダイオキシンについては、法令で定められた測定を実施し、公表をしています。

本市では、ダイオキシン類の発生可能性がある屋外燃焼や簡易焼却炉による燃焼行為を廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制、監視をしています。

なお、神奈川県では、大気中のダイオキシン状況の把握のため、定期的に調査を行っており、本市域では市役所にて調査を行っています。

化学物質の使用抑制と適正管理

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、一定量以上の化学物質を製造又は使用する事業者については、使用量の削減目標を自ら定め削減に努める義務があります。本市で運営する下水の終末処理場は、本法律の対象事業場として常に化学物質の使用を把握し管理するとともに、化学物質の使用削減に取り組んでいます。

農業や家庭菜園で使用される農薬については、使用目的にあった適量を使用するように広報などで啓発を行っています。

◇ 今後の課題 ◇

放射能汚染の監視

新たな汚染の拡散がないか、定期的に監視する必要があります。

ダイオキシン類の排出抑制

屋外における焼却及び簡易焼却炉による焼却行為を規制、監視する必要があります。

化学物質の使用抑制と適正管理

農薬などの化学薬品の過剰使用や塗料の公共用水域、公共下水道への投棄をなくすため、家庭での使用方法及び処分方法について啓発を行う必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

市民の重大な関心事項となっている放射能汚染問題に対して、必要に応じて空間放射線量測定、放射線量計の貸出を行い、国や神奈川県が行う空間、食品の検査の値を注視していきます。

化学物質の適正な利用については、関係機関と連携しながら周知を図り、公共施設においても率先して使用を抑制します。

◇ 目標 ◇

放射能汚染の監視体制整備

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
監視体制維持	状況の変化に応じた監視体制整備

(設定理由)

放射能汚染については、東日本大震災以降、空間放射線量の定期測定、給食食材の放射能濃度検査などを実施してきましたが、放射線量が基準値以下で推移していることや基準値を上回る食品は市場に流通しない仕組みとなったことから、平成 29 年度(2017 年度)で終了としました。このように状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることから、数量的に捉えられる目標設定はせず、状況の変化に応じた監視体制整備を目標に設定します。

◇ 市の取組 ◇

放射能汚染対策

構成事業	事業の内容	所管
空間放射線量の定期測定	必要に応じて測定できる体制を整備し、国や神奈川県が行う検査結果を注視していきます。	環境対策課
放射線量計の貸出	身近な場所における放射性物質による汚染に対する不安解消のため、市民団体と協働して放射線量計の貸出を行います。	環境対策課
食材の放射性物質濃度検査	国や神奈川県が行う検査結果を注視するとともにホームページにその検査結果を掲載していきます。	環境対策課

ダイオキシン類への対策

構成事業	事業の内容	所管
違法な燃焼行為の規制(再掲)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、屋外における焼却や違法な焼却炉による焼却行為の規制を行います。	環境対策課 環境美化センター

化学物質の使用抑制と適正管理

構成事業	事業の内容	所管
化学物質の環境リスク管理	化学物質の環境リスクに関する情報収集と提供を行うとともに、公共施設においては、率先して化学物質の使用を抑制します。	環境対策課 各施設管理者
農薬の適正使用の周知	関係機関と連携し、農地や公園などにおける農薬の適正な使用について周知、啓発をします。	農業振興課 環境対策課
水消火器の貸出	企業などでの消火訓練に消火薬剤の使用量低減につながる水消火器の貸出を推進します。	予防課

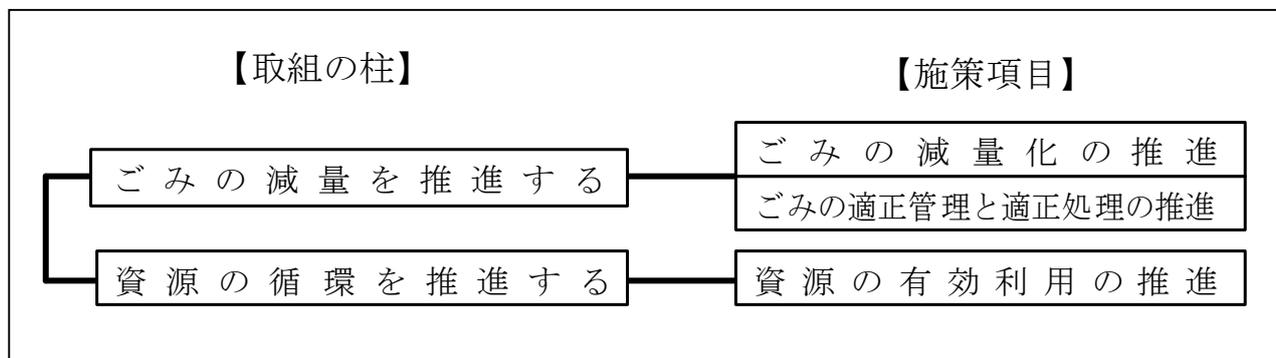
◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
農薬の使用抑制	使用方法に従い過剰な散布は行いません。
塗料など化学物質の適正処理	使用後余った塗料などは、適正に処理し公共用水域などに流しません。
【市民団体】 化学物質の環境リスク情報の提供	化学物質の環境リスクに関する正確な情報を収集し、市民向けに分かりやすく情報提供します。
【市民団体】 放射線量計の貸出	身近な場所における放射性物質による汚染に対する不安解消のため、市と協働して放射線量計の貸出を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
化学物質に関する情報提供	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、工場や事業場内における化学物質の製造、使用、廃棄、移動の状況を公表します。
化学物質の適正処分及び拡散の低減	工場や事業場などで使用する化学物資の量を適正に管理し、廃棄又は自然界への移動量を削減します。
未規制化学物質への対応	毒性及び環境への影響が明確に把握されていない未規制の化学物質の処分については、むやみに土壌に埋め立てたり、公共用水域などに流したりはしません。

【循環型社会】資源を大切にすまち



資源を大切にすまちを目指し、ごみの減量、資源の循環を進めます。取組の柱として「ごみの減量を推進する」「資源の循環を推進する」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 焼却対象量の減少
- ◇ 資源化率(中間処理後も含む)の向上

本分野の重点事業

- ◇ 小型家電リサイクル事業

取組の柱⑧

ごみの減量を推進する

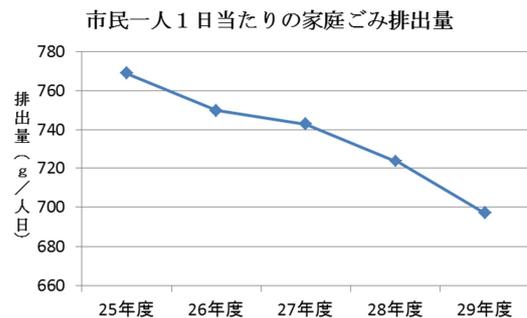
◇ 現況 ◇

循環型社会形成に向けての展開

国は循環型社会の形成に向けて、平成 25 年（2013 年）に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定し、国、地方自治体、事業者及び市民が連携して 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進によって、循環型社会の形成を推進するものとなっています。低炭素社会、自然共生社会や循環型社会に向けた取組を統合して推進することとしています。

家庭ごみの排出量の推移

伊勢原市における市民一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は平成 29 年度(2017 年度)時点で 697g でした。資源リサイクルセンターの稼働やごみ収集回数の変更、市政出前ミーティングなどにより意識の向上を図った結果、排出量は減少傾向にあります。



◇ これまでの主な取組 ◇

自主的取組への支援

本市ではこれまでに、燃やすごみの3割を占める生ごみの減量を進めるため、生ごみ処理機などの購入費の補助を行っています。また、ごみの減量化と資源化の推進施策として、せん定枝粉砕機の貸出を行うなど、ごみの減量化に向けた自主的取組への支援を進めてきました。

せん定枝の資源化

燃やすごみのうち約5%を占めるせん定枝について、堆肥化など資源化に向けて資源化事業者への搬入を開始しました。

◇ 今後の課題 ◇

生ごみの減量化

燃やすごみのうち約 30%は生ごみであり、そのうち約 70%が水分だといわれていることから、水切りの徹底を促進する必要があります。家庭におけるごみの排出抑制の取組を積極的に、PR していくことが必要です。

事業系ごみの減量化

事業系ごみについては、事業者の自己責任で排出抑制を推進、指導していくことになります。本市としても排出量の調査、把握に努め、分別指導や排出指導の強化を進めていくことが重要です。

◇ 取組の方向性 ◇

ごみ問題に携わる人材を育成し、地域での自主的取組を支援していきます。また、ごみ減量化に向けた啓発活動や排出抑制指導を促進します。ごみの適正処理を推進するために、処理施設の適正運営を推進していきます。

◇ 目標 ◇

焼却対象量の減少

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
26, 217t/年	24, 151t/年

(設定理由)

今回の見直しで、平成 28 年度(2016 年度)に改定した伊勢原市ごみ処理基本計画に合わせ、これまでの「市民一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」を統合し「焼却対象量の減少」を数値目標として設定します。

◇ 市の取組 ◇

ごみの減量化の推進

構成事業	事業の内容	所 管
ごみの減量化、資源化推進の人材育成	ごみの減量化、資源化を推進する人材を育成し、地域での自主的な取組への支援を行います。特に自治会との連携、協力体制を整えるため、働きかけを行います。	環境美化センター
生ごみの出し方啓発	生ごみの水切りの効果を推奨する PR 活動を行います。	環境美化センター
ごみの減量化	せん定枝の資源化や生ごみ処理機などの購入補助を推進します。	環境美化センター
ごみの排出抑制啓発	マイバッグを持参する、不要なものは買わない、容器包装の少ないものを買うなど、ごみを出さない生活について啓発を行います。	環境美化センター
多量排出事業者に対する指導	事業者に対してごみ減量化を促すとともに、特に多量排出事業者に対しては、減量化計画書の提出を求め、減量化への取組を要請していきます。	環境美化センター

ごみの適正管理と適正処理の推進

構成事業	事業の内容	所 管
はだのクリーンセンターの適切な運営	ごみ焼却で発生する熱エネルギーを利用した発電など、はだのクリーンセンターの機能をいかした効率的な運営を実施します(秦野市と連携)。	環境美化センター
公共事業における環境配慮	公共事業における建設廃棄物の再利用や適正処理などを実施します。	公共事業執行所管

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
ごみ減量の実践	生ごみの水切りを行う、不要なものは買わないなど、ごみ減量を実践します。
ごみ減量化に関する知識の習得	ごみ減量化に係る出前講座やごみ処理施設の見学などに積極的に参加します。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
ごみ減量の実践	事業活動に伴うごみの減量化を積極的に推進します。
ごみ減量化の意識付け	事業者としてのごみ減量化の役割、必要性を従業員などへ意識付けるための研修を進めていきます。
環境に関するイベントへの参加、協力	自社のごみ減量化への取組内容やノウハウを地域社会に情報発信する活動として、地域の環境に関するイベントなどに積極的に参加します。

◇ 現況 ◇

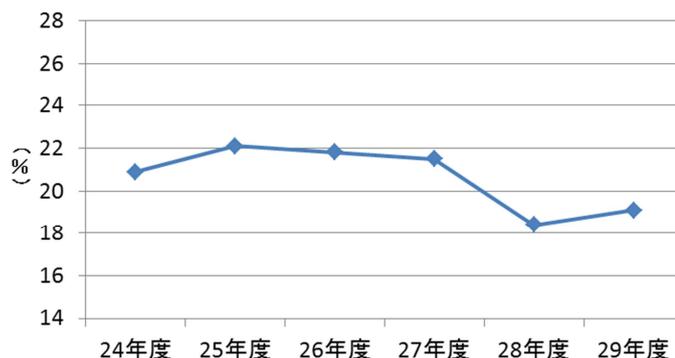
ごみの資源化率の推移

これまで分別品目の拡大、資源リサイクルセンターの稼働などの取組を進めてきましたが、平成29年度（2017年度）時点でごみの資源化率は19.1%で、おおむね横ばいで推移しており、第二次伊勢原市環境基本計画の短期目標は未達成になっております。



資源リサイクルセンター

資源化率(中間処理後含む)



◇ これまでの主な取組 ◇

分別品目の拡大

容器包装プラスチック、有害物の分別回収を開始するとともにガラスびんの3色分別、古紙類の分別、缶類の排出方法の変更などを市民の理解と協力を得ながら実施してきました。

これまで、家庭から排出される燃やすごみのうち約5%を占めていた庭木などのせん定枝は、燃やすごみとして処理をしてきましたが、ごみの減量化や資源化を推進するため、平成29年(2017年)11月からせん定枝の資源化を開始しました。

また、リサイクル展などのイベントや分別ガイドの配布などを通し、分別に対するルールやマナーの遵守を呼びかけています。

資源リサイクルセンターの稼働

平成20年度（2008年度）から資源リサイクルセンター(下糟屋地内)が稼働しています。分別収集された容器包装プラスチックやペットボトル、ガラスびんを再商品化事業者へ引き渡すための中間処理と保管を行っています。

◇ 今後の課題 ◇

分別の徹底

これまで以上に各主体がそれぞれの役割を認識し、ごみ資源化の取組を推進していく必要があります。容器包装プラスチックや古紙の分別は、市民が理解しにくい面もあり、燃やすごみの中に分別対象品目が混入している状況も見られます。質の高い分別収集には、市民及び事業者が正確な知識を持つことが求められます。よって、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を通じて限りある資源を有効に使うため、分別収集に関する的確な情報提供をしていくことが必要となります。

生ごみの資源化

燃やすごみの約3割を占める生ごみを堆肥化すれば資源となり、排出抑制と資源化の推進につながります。

小型家電リサイクルの推進

小型家電リサイクル法の施行に先駆けて、平成25年（2013年）1月から本市で取り組んでいる小型家電リサイクル事業（かながわモデル）では、福祉事業所による家電解体を工程に含めることにより、金や銀、銅に加えパラジウムといったレアメタルと呼ばれる有用金属の効率的な回収が行われ、また、障がい者の社会参加を促進するという多面的な効果も生んでいます。

しかし、有用金属含有率の高い携帯電話の収集量が減少していることから、収集品目の拡大により対象物を確保していくなどの対応が必要となっています。

◇ 取組の方向性 ◇

現在、稼働している資源リサイクルセンターの管理運営など既存の取組に加え、環境活動の拠点となる施設の整備、小型家電リサイクル事業や、家庭、地域で行う資源化活動への支援などの施策を充実させていきます。生ごみやせん定枝、草葉類などのごみについても、より効果的に活用していくため、先行事例の調査を進めます。また、シルバー人材センターなどと連携し、不用品の再利用を促進する仕組みづくりを通じ、地域リサイクルの環を広げていきます。環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、市民や事業者の理解を深めながら、一人ひとりの日頃の心がけや行動の定着により、ごみの資源化を進めます。

◇ 目標 ◇

資源化率(中間処理後も含む)の向上

現状値	長期目標
平成29年度（2017年度）	平成34年度（2022年度）
18.6%	26.0%

（設定理由）

市民及び事業者による分別の徹底、行政による関連施設の整備といった施策の進捗状況を示す指標として、資源化率を目標として設定します。目標値は、伊勢原市ごみ処理基本計画と整合を図りながら設定します。分別の徹底やせん定枝などの資源化量増加を見込んで数値を設定しています。

◇ 市の取組 ◇

資源の有効活用の推進

構成事業	事業の内容	所管
再利用のための仕組みづくりの推進	シルバー人材センターなどと連携し、再利用のための仕組みづくりを進めます。	環境美化センター
生ごみの再利用の推進	生ごみ処理機の購入助成を通して、堆肥化を促進します。	環境美化センター

【重点事業】 小型家電リサイクル事業	小型電子機器などに使用されるレアメタルなどの回収を、福祉事業所と連携を図りながら推進します。	環境美化センター
(仮称)リサイクルプラザ整備事業	資源リサイクルセンター隣接地に整備したリサイクル家具などの整備保管倉庫の用地を活用して(仮称)リサイクルプラザとして整備し、一元化させます。	環境美化センター
資源リサイクルセンターの管理運営	容器包装プラスチック、ペットボトルやガラスびんの中間処理及び保管のための施設として、資源リサイクルセンターの管理運営を行います。	環境美化センター

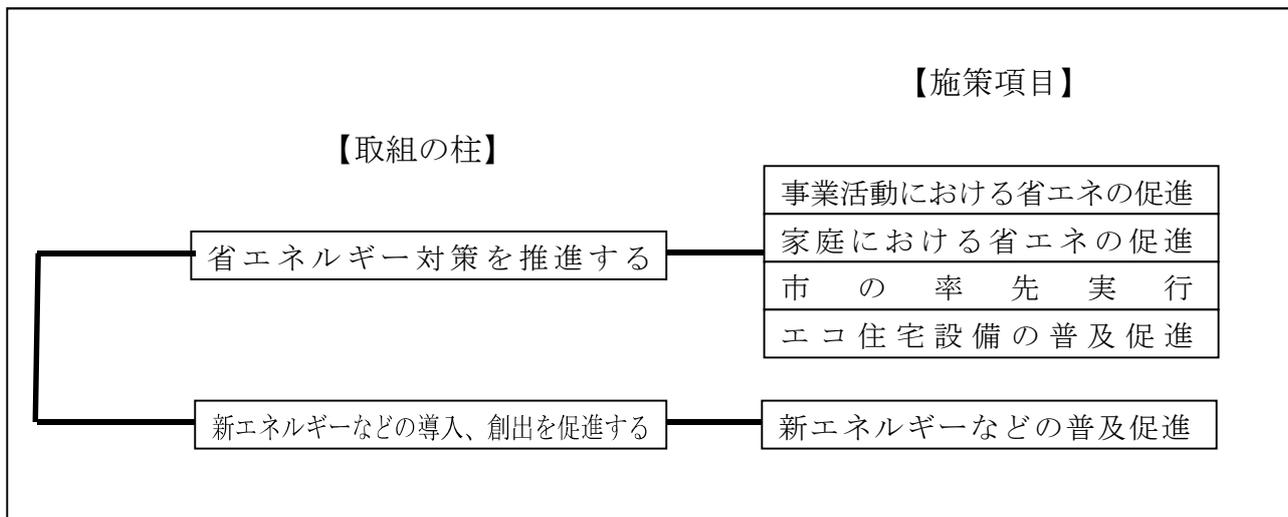
◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
分別意識の向上	分別に関する知識や技術の習得に向け、講習会や地域のイベントに積極的に参加、協力します。
再生品の購入	繰り返し使用できる製品を選んで購入することで、再生品の需要を高めます。また、リサイクルショップ、バザー、フリーマーケットを活用し資源の循環を進めます。
生ごみの資源化	様々な堆肥作りの方法を活用して生ごみの資源化を進めます。
【市民団体】 資源の循環推進	資源の循環を進めるため、製品のリユース、リサイクル活動を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
従業員の意識向上	資源の再利用、再生利用への意識向上に向けて、従業員に対する研修を実施します。
資源の循環推進	再利用できる製品の販売促進やリサイクル資源を利用した製品開発、製造を推進していきます。

【エネルギー、地球温暖化】低炭素社会の構築



低炭素社会の構築を目指し、省エネルギー対策、新エネルギー(※)などの積極的な導入を促進します。取組の柱として「省エネルギー対策を推進する」「新エネルギーなどの導入、創出を促進する」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 市民1人当たりの年間電気使用量の減少
- ◇ 太陽光発電市内総出力の増加

本分野の重点事業

- ◇ 地球温暖化防止対策の推進
- ◇ 公共施設における温室効果ガス削減対策

※新エネルギー

太陽光、風力、バイオマスなど、再生可能エネルギーのうち、技術的には普及段階にあるものの経済性などの面での制約から普及が進展しておらず、普及のために支援を必要とするもの

◇ 現況 ◇

エネルギー政策に関する議論

国は、平成 42 年度（2030 年度）の温室効果ガスの総排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減する目標を定め、事業者や国民が一致団結して温暖化対策に取り組む、国民運動（COOL CHOICE[※]）を平成 27 年（2015 年）7 月からスタートさせました。

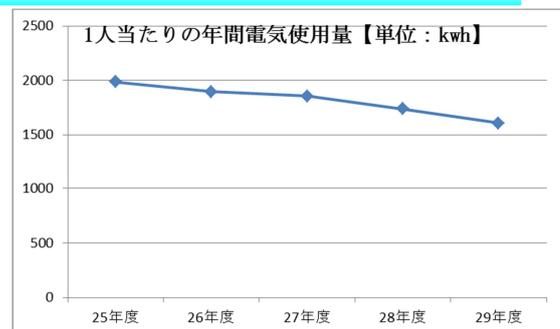
※COOL CHOICE：平成 42 年度（2030 年度）の温室効果ガスの排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ及び低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動

温室効果ガス総排出量

平成 27 年（2015 年）の日本全体の温室効果ガスの総排出量は、13 億 2,500 万トン（二酸化炭素換算。以下同じ）であり、国の地球温暖化対策計画の基準年である平成 25 年度（2013 年度）の総排出量 14 億 900 万トンと比べ、マイナス 6.0%（8,400 万トン）と減少傾向にあります。計画では、平成 42 年度（2020 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として平成 62 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けています。

電気使用量の推移

低炭素社会の構築に向け、節電対策は重要な事項です。福島第一原子力発電所の事故以降、市民の節電意識も高まり、市民 1 人当たりの年間電気使用量は減少しています。第二次環境基本計画における中期目標値は 1,900kWh となっており、目標を達成しました。



◇ これまでの主な取組 ◇

毎日の生活での省エネ提案

ガス及び水道使用量の節約、生ごみの減量を目指す環境負荷を軽減する料理方法であるエコ・クッキング講座を開催し、「買い物」「調理」「片付け」の一連の流れを通して環境に配慮した食生活を提案しました。

みどりのカーテン作戦の展開

平成19年度（2007年度）から市役所をはじめ、公共施設、市立小中学校や市立保育園などにネットを設置し、壁面などに、つる性植物をはわせることで、室温上昇を低減させる「みどりのカーテン作戦」を展開しています。また、市民を対象としたみどりのカーテン育て方教室やみどりのカーテン自慢コンテストを実施しました。

◇ 今後の課題 ◇

温室効果ガス排出抑制

温室効果ガスの排出量は、特に業務部門、家庭部門において増加しており、この両部門での対策が重要となります。市民や事業者が主体的に温暖化対策を進めるための啓発活動など、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組をさらに進める必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

地球温暖化に及ぼす影響が特に大きい温室効果ガスの排出を抑制するため、市民や事業者と協働及び連携し、エネルギー使用量の削減など、一人ひとりの日頃の心がけや行動の定着により、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

◇ 目標 ◇

市民1人当たりの年間電気使用量の減少

現状値	長期目標
平成29年度（2017年度）	平成34年度（2022年度）
1,609Wh	1,400kWh

（設定理由）

環境負荷の軽減につながる省エネルギー対策のなかで、節電対策は重要な事項です。第二次伊勢原市環境基本計画の計画期間前期において、目標達成したことから目標値の変更を行いました。資源エネルギー庁の神奈川県における集計値から推計しています。

◇ 市の取組 ◇

事業活動における省エネの促進

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 地球温暖化防止対策の推進	事業所や国民が一致団結して温暖化防止に取り組む国民運動 COOL CHOICE を普及します。	環境対策課
環境対策融資制度	環境負荷の低減につながる施設整備などを行う中小企業に対して融資を行います。	商工観光課

家庭における省エネの促進

構成事業	事業の内容	所管
みどりのカーテン作戦	壁面などに、つる性植物をはわせ、室温上昇を低減させるみどりのカーテン作戦を推進します。	環境対策課
節電対策の促進	広報、ホームページなどで節電を啓発します。LEDなどの機器の正しい知識について周知を図ります。	環境対策課
低公害車の普及促進	低公害車の普及促進を行います。	環境対策課

市の率先実行

構成事業	事業の内容	所管
第4次伊勢原市役所エコオフィスプランの推進	地方公共団体実行計画に定める取組を通じて、温室効果ガスの排出抑制を推進します。	環境対策課
公共施設への省エネ設備導入	公共施設でのLED、CCFL(※)の導入、窓の断熱化を推進します。 (※CCFL・・・冷陰極蛍光ランプ)	各施設管理者

エコ住宅設備の普及促進

構成事業	事業の内容	所管
長期優良住宅に係る固定資産税の減免	認定長期優良住宅の新築に対して、一定の期間、対象家屋の固定資産税を減額します。	資産税課
住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減免	既存の住宅について、省エネ改修工事を行った場合、翌年度分の対象家屋の固定資産税を減額します。	資産税課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
省エネの実践	省エネに配慮し、電気、ガスなどの節約に努めます。
みどりのカーテン実施	壁面などに、つる性植物をはわせることで室温上昇を低減させる、みどりのカーテンを実施します。
建物や機器類の省エネ化	建物の省エネ化や省エネ型機器類の使用に努めます。
【市民団体】 地球温暖化防止に関する啓発活動	市民向けに、地球温暖化防止に関する啓発活動を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
省エネの実践	事業所や事務所で、電気や石油、ガスの使用量を減らすなど、省エネに努めます。
省エネ機器や設備の導入	省エネ、省資源に配慮した機器や設備の導入や使用に努めます。
グリーン購入	グリーン購入に努めます。
みどりのカーテン実施	壁面などに、つる性植物をはわせることで室温上昇を低減させる、みどりのカーテンを実施します。

◇ 現況 ◇

新エネルギーをめぐる国内の動き

我が国は、エネルギーの供給のうち石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存しています。日本のエネルギー自給率は6%であり、枯渇せず、どこにでも存在し、温室効果ガスを増加させない太陽光や風力といった自然エネルギーのさらなる導入を、国は促進しています。

また、神奈川県は、平成42年(2030年)までに県内の電気消費量の45%を消費地の近くで発電ができる分散型の電源で賄うエネルギーの地産地消を目指しています。

市内の太陽光発電導入量

市内の太陽光発電導入量は、平成23年度(2011年度)には3,034kWでしたが、平成24年(2012年)7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、それにより太陽光発電の導入量は、飛躍的に伸び、平成28年度(2016年度)には11,400kWと3倍以上に増大しました。

◇ これまでの主な取組 ◇

公共施設省エネ診断の実施

第4次伊勢原市役所エコオフィスプラン策定に伴い、国が定めた温室効果ガス削減目標に遜色なく、現行のものと比べ大幅な強化、拡充となるプラン策定のため、主要な公共施設を対象にカーボン・マネジメント体制の整備、強化に向けた調査及び検討を行いました。

事業者向けセミナーの実施

市内における新エネルギーの導入、創出を民間の活力を利用しながら進めるため、事業所における省エネや節電対策に有効な仕組や再生可能エネルギー導入における支援制度、事例紹介など事業者向け環境負荷低減講座を実施しています。

◇ 今後の課題 ◇

公共施設への太陽光発電システム設置

太陽光発電設備を設置するには、地形などの条件から設置できる地点が限られています。

また、市内の多くの学校施設は建設後の経過年数が長く、建物を保全する観点からすると、竣工後に屋上へ構造物を設置することは、耐震強度などの構造性能や防水性能の低下が伴います。

◇ 取組の方向性 ◇

上記、既存施設への導入課題を踏まえ、太陽光発電設備設置に関する国の補助金や施設の統廃合の状況を見ながら検討していきます。

◇ 目標 ◇

太陽光発電市内総出力の増加

現状値	長期目標
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
11.4MW	13MW

(設定理由)

平成 24 年 (2012 年) 7 月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されました。市の補助制度をはじめ、国の補助金、余剰電力買取制度さらには、固定買取制度 FIT の導入により、一気に市場が拡大しました。

今後は、国の動向としてゼロエネルギー住宅、省エネ住宅の普及施策を積極的に推進していくこともあわせ、住宅用太陽光発電は平成 42 年 (2030 年) まで安定的に推移していくものと言われているため、長期目標を再設定しました。

◇ 市の取組 ◇

新エネルギーなどの普及促進

構成事業	事業の内容	所管
住宅用太陽光発電システム普及促進	個人住宅の太陽光発電システムの設置を促進する啓発を行います。	環境対策課
【重点事業】 公共施設における温室効果ガス削減対策	公共施設における設備機器の点検整備などを行うとともに、省エネタイプの機器更新について検討します。	環境対策課 各施設管理者

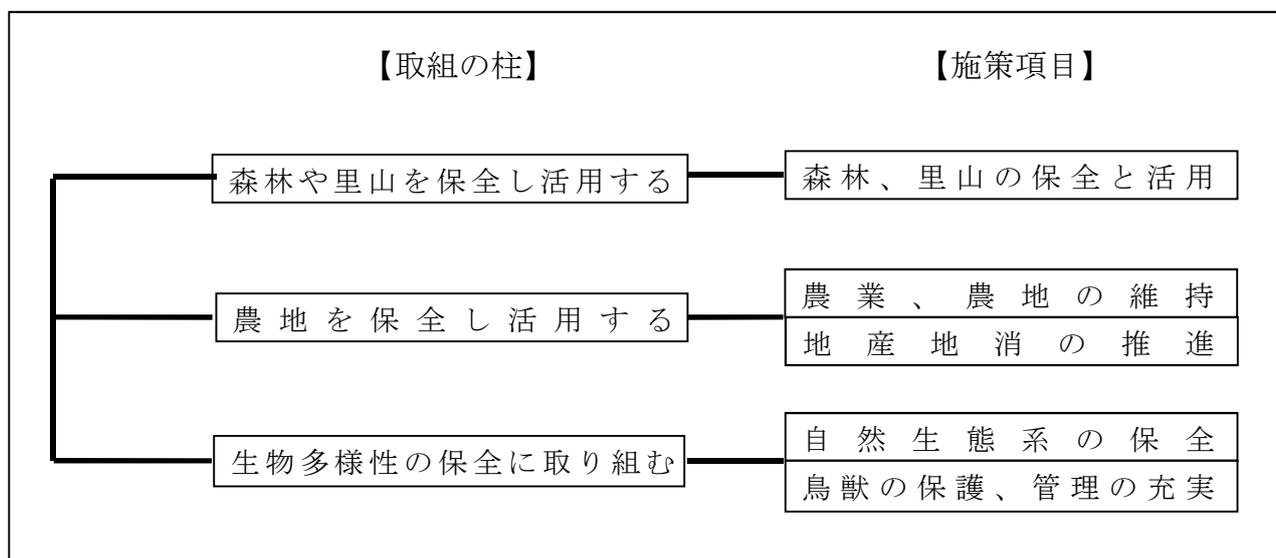
◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
新エネルギーの導入	住宅用太陽光発電システムなど新エネルギーを積極的に導入します。
革新的なエネルギー高度利用技術の導入	家庭用燃料電池や電気自動車などを積極的に導入します。
【市民団体】 エネルギーに関する調査研究	市内におけるエネルギー消費のあり方およびエネルギーの創出について調査研究を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
新エネルギーの導入	太陽光発電や風力発電施設など新エネルギーを積極的に導入します。
革新的なエネルギー高度利用技術の導入	天然ガスコージェネレーションや燃料電池、電気自動車などを積極的に導入します。

【自然環境】 人と自然が共生するまち



人と自然が共生するまちを目指し、森林、里山や農地の保全及び活用と生物多様性の保全に取り組めます。取組の柱として「森林や里山を保全し活用する」「農地を保全し活用する」「生物多様性の保全に取り組む」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 森林施業面積の増加
- ◇ 荒廃農地整備面積の増加

本分野の重点事業

- ◇ 林業基盤整備事業
- ◇ 荒廃農地対策

◇ 現況 ◇

国の法整備

平成 28 年（2016 年）5 月に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。

この基本計画では、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、資源の循環利用による林業の成長産業化、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出を進め、林業及び木材産業の成長産業化を図ることとしています。また、これらの取組などを通じて、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止の取組を推進するとしています。

丹沢大山の再生

丹沢大山の自然環境の衰退に歯止めがかからない状況を受けて、問題解決の新たな仕組みを探るため、県民、NPO、学識者、企業や行政などの多様な主体により、丹沢大山総合調査委員会が組織されています。同委員会では、平成 16 年度(2004 年度)から平成 17 年度(2005 年度)までの 2 か年をかけて丹沢大山総合調査を実施しました。

この調査結果に基づき平成 18 年度(2006 年度)に丹沢大山自然再生基本構想が策定されました。

神奈川県では、この基本構想に基づき自然再生の視点から平成 19 年度(2007 年度)に第 1 期丹沢大山自然再生計画を平成 24 年度(2012 年度)には、第 2 期丹沢大山自然再生計画を策定して、丹沢大山の保全、再生に取り組み、一定の成果を得ました。

しかし、自然環境の保全、再生の実現には、長期的な取組が必要なことから、事業の進捗状況や自然環境の現状を踏まえ、平成 29 年度(2017 年度)からの 5 年間に取り組む対策として、第 3 期丹沢大山自然再生計画を策定し、さらに着実な保全、再生に向けた取組を進めています。

◇ これまでの主な取組 ◇

森林、里山の保全と活用

これまで、森林整備計画に基づき、森林の整備に必要な作業路などの林業基盤の整備を進め、適正な森林の整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能の確保に努めてきました。

さらに、林業振興のため、森林組合及び生産森林組合に対し、森林施業の活動支援及び林業労働者の育成に努めてきました。

森林、里山の多目的利用の推進

本市は都市近郊に位置するため、手頃なレジャーの場所として多くの人々に利用され、良好で快適な自然環境とのふれあいの場も提供しています。また、子どもに向けた環境教育の一環として、間伐材工作教室などを実施しています。

◇ 今後の課題 ◇

森林の荒廃

本市の森林は、市民だけでなく、観光客に良好で快適な自然環境とふれあいの場を提供するとともに、流域の貴重な水源地として、下流域に飲料水や農業用水などの豊かな水資源を供給しています。しかし、社会情勢の変化による林業経営不振に伴う手入れ不足などにより、森林の荒廃が進んでいます。森林の荒廃を防ぐためには、作業路の整備など、森林の管理を推進し、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、継続的に取り組む必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

間伐、枝打ちなどを適切に実施するとともに、森林整備の安定的な施行体制の構築を支援します。

◇ 目標 ◇

森林施業面積の増加

現状値	長期目標
平成 29 年度（2017 年度）	平成 34 年度（2022 年度）
463ha	538ha

（設定理由）

森林の管理、保全は、自然環境や生態系の保全にとって不可欠です。このため、森林の健全育成に欠かせない間伐などの森林整備状況を具体的な目標とします。伊勢原市第5次総合計画後期基本計画と整合を図り、森林施業を進めます。

◇ 市の取組 ◇

森林、里山の保全と活用

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 林業基盤整備事業	水源の森林エリア内における森林施業において、作業を効率化し、林業経営の安定化や森林保全を図るうえで、作業路の整備が急務となっていることから、水源の森林エリア内における水源林作業路の整備を進めます。	農業振興課農林整備担当
森林整備計画の推進	森林整備計画に基づき、森林整備（作業路、間伐枝打など）を行います。	農業振興課農林整備担当
林業従事者の育成	森林組合の取組を技術面、財政面において支援するとともに、労働者の雇用体制の整備や福利厚生面の充実を図ります。	農業振興課農林整備担当
公共施設における神奈川県産木材利用	市有施設の整備には、可能な限り神奈川県産木材を利用した方法を採用します。	農業振興課農林整備担当 各施設管理者
公共施設における木質バイオマスの導入	市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めます。	各施設管理者

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
森林里山保全活動への参加	林業体験などのイベントに積極的に参加し、森林、里山とふれあえる機会を増やします。
森林里山を利用した環境教育の実践	森林里山でのハイキングや学習歩道を利用した自然体験により、自然への理解を深めます。
地元木材の積極的利用	林業経営の支援や輸送にかかるエネルギーの削減のため、地元産の木材の使用を心がけます。
【市民団体】 森林里山保全と有効活用に関する活動	森林保全活動や、森林資源の有効活用に関する活動を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
森林里山保全活動への参加、協力	様々な林業体験や自然観察などのイベントに積極的に参加するとともに、市民がふれあえる森林の提供に協力します。
事業所周辺環境への配慮	事業所の周辺における植林を推進するとともに、森林里山の維持、管理に努めます。
地元木材の積極的利用	地元の木材の使用を心がけるとともに、地元木材を利用した商品の開発に努めます。

◇ 現況 ◇

国の法整備

わが国の農業は、農地の利用集積が十分に進まない、規模拡大しても農地が分散している、受け手不在で荒廃農地が増大しているなど、様々な課題を抱えています。平成 29 年度（2017 年度）の農地面積はピーク時（昭和 36 年（1961 年））の約 7 割（609 万 ha→444 万 ha）まで減少しています。一方、荒廃農地は当時の 3 倍以上の増加となっています。今後、高齢農業者のリタイヤが見込まれる中、我が国農地の維持保全を図り、農業を成長産業化していくためには、担い手への農地の集積、集約化を一層図っていく必要があることから、平成 25 年（2013 年）に農地中間管理事業の推進に関する法律を整備し、公的主体である農地中間管理機構を介した農地の貸借を進めています。

伊勢原市の農地

市域の約 2 割を占める農地では、稲作、野菜、果樹、畜産など、多種多様な農業生産活動が営まれています。農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害による営農意欲の減退など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、荒廃農地の拡大の要因となっています。

◇ これまでの主な取組 ◇

農業、農地の維持

平成 28 年度（2016 年度）に農業振興地域整備計画の見直しを実施し、自然や経営環境に配慮した農道、用排水路の整備や農村集落環境の整備を進めてきました。また、新規就農者への支援や農業の担い手の育成、確保に努めるとともに、農地の集積、集約化による経営規模の拡大を図り、生産性の向上に取り組みました。さらに、民間事業者の農産物直売所やケータリングカーの導入を支援するとともに、伊勢原ブランドの選定制度を創設するなど、地元農作物の販売促進を支援しました。

環境保全型農業の推進

有機肥料などを活用した土づくりや農薬、化学肥料の適正使用など環境負担の軽減に配慮した持続的な農業を目指す環境保全型農業を推進してきました。

農業とのふれあい促進

荒廃農地などの活用による市民農園の設置、谷戸田保全整備、畜産まつりなどを通じて農業に対する理解の促進や地産地消の推進などを図りました。

◇ 今後の課題 ◇

農業の担い手の育成支援及び農地の利用促進

優良な農地を保全し、農地の荒廃を防ぐためには、農業経営を安定させる取組を推進するとともに、農業を営みやすい環境づくりに取り組む必要があります。

農作物地域ブランド化の推進

大消費地に近い農業というメリットを生かし、農畜産物のブランド化や農商工の連携、農業の6次産業化など、新たな付加価値を生み出していくことが必要です。

◇ 取組の方向性 ◇

農業経営の安定化を図るため、農業基盤の整備や、農地の集積、集約化、その他各種の経営支援対策に取り組むとともに、鳥獣による被害防除対策など、農業経営を継続できる環境づくりに取り組みます。また、農畜産物の付加価値向上による農業所得の向上を図るため、ブランド化や6次産業化などの戦略的な農業を進めるとともに、自然環境への配慮や生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進していきます。

◇ 目標 ◇

荒廃農地整備面積の増加

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
5.1ha	6.1ha

(設定理由)

荒廃農地は雑草の繁茂、鳥獣害、用排水施設管理上の支障などの様々な問題の発生につながるため、その解消を目指します。目標値は、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画と整合を図りながら設定しました。

◇ 市の取組 ◇

農業、農地の維持

構成事業	事業の内容	所管
【重点事業】 荒廃農地対策	荒廃農地は、周辺農地への悪影響や鳥獣の棲家になるなどの様々な問題に結びつきます。新規就農者や農業への参入企業といった多様な農業の担い手の育成、確保を図り、荒廃農地の解消に取り組めます。	農業振興課
地域農業の担い手育成	農家の後継者の育成や新たに農業経営を目指す人、経営体の組織化など、地域農業の担い手の育成を進めます。	農業振興課
環境保全型農業直接支援事業	自然環境への配慮や生物多様性保全をより重視した環境保全型農業に取り組む農業者に直接的な支援を行います。	農業振興課

地産地消の推進

構成事業	事業の内容	所管
谷戸田保全整備事業	谷戸田オーナー制度など、市民団体との連携により農業体験の場を創出します。	農業振興課
農産物ブランド化推進事業	農産物のブランド化を進め、地域農業の振興を図ります。	農業振興課
市民農園管理運営事業	市民農園の運営と利用者拡大を図ります。	農業振興課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
地場産農産物の消費	地場産の農産物の消費を心がけます。
農業とのふれあいに関する事業への参加	市民農園や農業体験など、農業とのふれあいに関する事業に積極的に参加します。
荒廃農地の活用、地産地消の推進	荒廃農地を有効活用し、地産地消の推進を図ります。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
地場産農産物の販売	地場産農産物を積極的に販売し、地産地消を推進します。
荒廃農地の有効利用	農業の新規参入などを検討し、荒廃農地の有効利用に協力します。

◇ 現況 ◇

生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定

平成 22 年（2010 年）10 月に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、「新戦略計画（愛知目標）」に加え「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」について合意されました。平成 24 年（2012 年）9 月 28 日には、愛知目標の採択と東日本大震災後の社会情勢を踏まえて、生物多様性国家戦略 2012-2020 が閣議決定されています。

外来生物の影響

国では、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命及び身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物として指定しています。神奈川県では、特定外来生物であるアライグマの個体数の減少と生息分布域の縮小を目指して第 3 次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき取組を進めています。

◇ これまでの主な取組 ◇

野生動植物の生態系の保全

これまで関係機関と連携し、大山モミやブナ、ホトケドジョウなどの貴重な種を保護するとともに、森林、里山の保全、谷戸田の復元、生物の生息環境に配慮した水辺づくりや多自然型排水路の整備を進めてきました。また、自然観察会、体験学習を開催するなど学習の機会づくりにも努めています。

鳥獣の保護、管理の充実

神奈川県の第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画を基本に関係機関と連携して、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、鳥獣の捕獲許可などの適正な運用を図るとともに、農業被害や生活被害に対し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防除対策（農地の侵入防止柵の設置やサルを追払いなど）を進めました。

◇ 今後の課題 ◇

生物多様性の保全

生物多様性国家戦略において「地方自治体が地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、わが国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を担っている」とされています。そうした国の動きを踏まえ、市としても関連施策を充実させることにより、多様で健全な生態系を維持、回復していくことが求められます。

鳥獣による被害軽減

有害鳥獣については、生活被害、農業被害対策を継続的に実施してきました。今後も計画的な防除や捕獲を実施していく必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

希少種の保護に向けて、関係機関と連携して生息環境の整備などを行います。また、生態系に悪影響を与えるとされる特定外来生物の駆除を進めます。野生動植物による農業被害及び生活被害の軽減を図るため、被害防除対策や管理捕獲などを行います。

◇ 市の取組 ◇

自然生態系の保全

構成事業	事業の内容	所管
生物多様性に関する啓発事業	生物多様性の持つ恵みや必要性について、市民への啓発を図ります。	環境対策課

鳥獣の保護、管理の充実

構成事業	事業の内容	所管
野生動物による被害軽減対策	農業被害及び生活被害軽減のため、被害を及ぼすアライグマなどの鳥獣の捕獲や被害防除対策(農地の侵入防止柵の設置やサルへの追払いなど)を推進します。あわせて、ヤマビルの生息域の縮小のため重点地区を定めて対策を実施します。	農業振興課
鳥獣の保護、管理体制の適正な運用	神奈川県第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画を基本に関係機関と連携して、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、鳥獣の捕獲許可などの適正な運用を図ります。	農業振興課

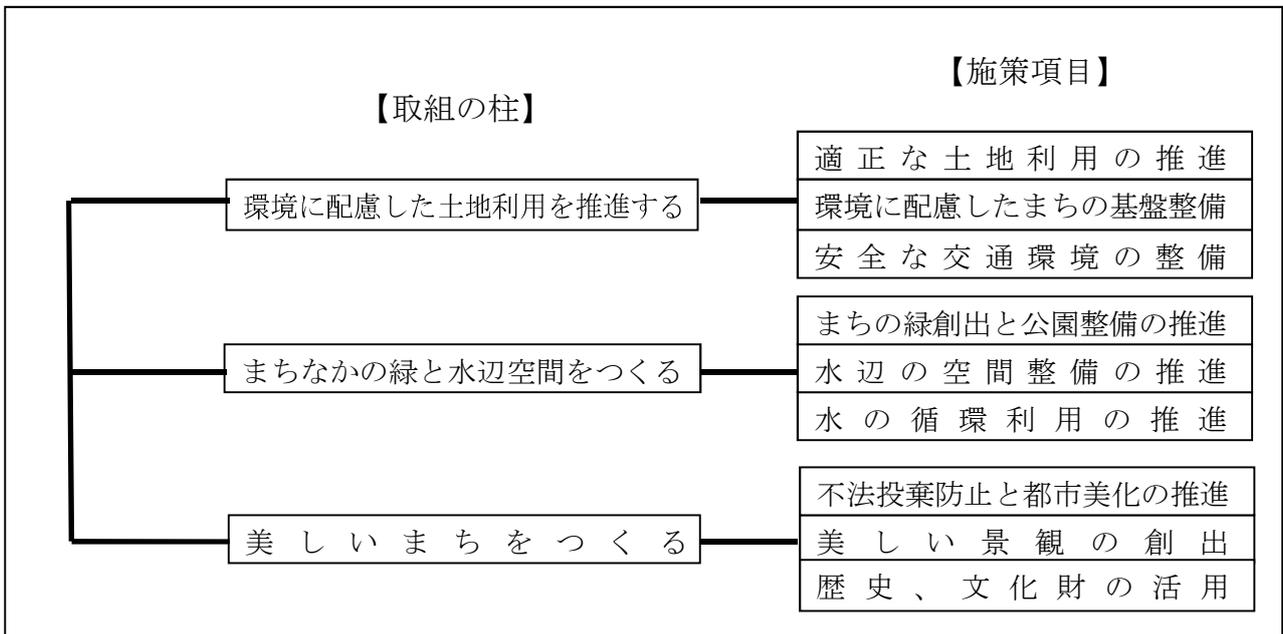
◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
各種イベントへの参加	生物多様性や野生動植物に関する各種イベントや講習会に参加し、自然や生き物とふれあい、生物多様性について理解を深めます。
適正なペットの管理	ペットなどを捨てたりせず、適正に管理します。
野生動植物への配慮	野生動植物の生息環境を荒らさないように心がけ、人と野生動植物が共存できるように適正に配慮します。
【市民団体】 希少な動植物の調査、保護	希少な動植物の生態観察や保護活動を行います。
【市民団体】 地域の自然の調査研究	大山など地域の自然を知り、これを保持するための調査研究を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
野生動植物の被害軽減対策の実施	関係機関と連携して、野生動植物による被害軽減に向けた取組を実施します。
事業活動の配慮	開発などの各種事業活動について、生物の生息環境に配慮するように心がけます。
生物の生息環境の整備	事業所内における緑地面積の確保、ビオトープの創出など、生物の生息環境を整備するよう努めます。

【都市環境】 うるおいのある快適なまち



うるおいのある快適なまちを目指し、環境に配慮した土地利用、まちなかの緑と水辺空間の創出、歴史や文化財などもいかした美しいまちづくりを進めます。取組の柱として「環境に配慮した土地利用を推進する」「まちなかの緑と水辺空間をつくる」「美しいまちをつくる」を設定します。

本分野の目標

- ◇ 歩行空間に関する道路整備延長距離の増加
- ◇ 自転車関係する交通事故の割合の低減
- ◇ 市街化区域の緑被率の増加
- ◇ 市民1人当たりの公園面積の増加
- ◇ 不法投棄回収量の減少

本分野の重点事業

- ◇ 生活環境美化推進事業

取組の柱⑮

環境に配慮した土地利用を推進する

◇ 現況 ◇

新東名高速道路及び国道 246 号バイパス事業

新東名高速道路は、平成 30 年度（2018 年度）には厚木南 IC から（仮称）伊勢原 JCT までの間が、平成 31 年度（2019 年度）には（仮称）伊勢原 JCT から（仮称）伊勢原北 IC までの間が、そして平成 32 年度（2020 年度）には（仮称）伊勢原北 IC から（仮称）御殿場 JCT を含めた全線の開通が予定されています。また、国道 246 号バイパスについては、平成 30 年（2018 年度）4 月現在、西富岡から秦野市境までの間が事業化されています。

公共交通のあり方

公共交通のあり方については、伊勢原市地域公共交通網形成計画を作成し、市としての方策を示す予定です。

◇ これまでの主な取組 ◇

地域まちづくり推進条例の制定

地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資するための基本的な事項を定める条例として、伊勢原市地域まちづくり推進条例を平成 24 年度（2012 年度）に制定しました。

無秩序な埋立などの規制

無秩序な埋立などにより、自然環境が損なわれる事態を防止するため伊勢原市土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づき、土砂などによる土地の埋立などに対して必要な規制を行っています。

環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度（環境アセスメント）を運用し、大規模な開発事業に伴う環境影響への低減を図ってきました。

◇ 今後の課題 ◇

広域幹線道路開通に伴う新たな景観の形成

新東名高速道路・国道 246 号バイパスの広域幹線道路については、沿道の環境との調和に配慮するとともに、余地等における緑化を推進し、地域と融合した景観形成に努め、新たな土地利用との融合が図られる景観形成を進める必要があります。

交通の円滑化

大気汚染防止や温室効果ガス排出量抑制のため、交通の円滑化に取り組む必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

関係法令の運用により適正な土地利用を推進します。広域幹線道路建設事業に伴う新たな産業用地の創出にあたっては、周辺環境に配慮した土地利用を進めます。併せて、自動車以外の交通手段の促進や歩行者空間の整備により交通の円滑化を進めます。

◇ 目標 ◇

歩行空間に関する道路整備延長距離の増加

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
5,051m	12,910m

(設定理由)

自動車に過度に依存しない暮らしを促進するためには、前提として安全な歩行空間の整備が必要です。そのため、歩行空間の整備延長距離(重点整備地区内のバリアフリー化道路、歩車共存道路(※)及び補助幹線市道の歩道の整備の累計)の増加を目標として設定します。目標値は、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画と整合を図りながら、設定しました。

※歩車共存道路・・・安全な歩行空間を確保するための整備手法の一つで、既存道路幅員の中で歩行空間部分をグリーン色にカラー舗装し、歩行者と自動車の通行空間を視覚的に明確化するもの

自転車に関する交通事故の割合の低減

現状値	長期目標
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
19.7%	17.0%

(設定理由)

自動車の代替交通手段として、自転車利用の促進は環境負荷の低減に向けて有効な手段となります。しかし、近年自転車の交通ルールの理解不足などにより、自転車利用者が加害者となる場合が多くなっています。安心して自転車を利用できる環境整備の進捗状況を示す指標として、全交通事故に占める自転車に関する交通事故の割合の低減を目標として設定します。目標値は、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画と整合を図りながら、設定しました。交通安全教育の充実と指導啓発活動により現況から約3%の低減を目指します。

◇ 市の取組 ◇

適正な土地利用の推進

構成事業	事業の内容	所管
伊勢原市地域まちづくり推進条例の運用	地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資するため、市民主体のまちづくりの推進及び開発事業に伴う手続や基準などを定めた、伊勢原市地域まちづくり推進条例を適切に運用します。	都市政策課 建築住宅課
伊勢原市土地の埋め立て等の規制に関する条例の運用	土砂などによる土地の埋立及び盛土、土砂などのたい積並びに切土について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境及び自然環境を保全する。	環境対策課

環境に配慮したまちの基盤整備

構成事業	事業の内容	所管
広域幹線道路整備に伴う産業用地創出事業	広域幹線道路建設事業に伴う新たな産業用地の創出計画では、周辺環境に配慮した土地利用の推進を図ります。	新産業拠点整備課
環境に配慮した道路整備	歩道などの透水性舗装の整備を進め、雨水の地下浸透を図ります。	道路整備課

安全な交通環境の整備

構成事業	事業の内容	所管
放置自転車防止対策の推進	伊勢原市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、自転車の放置防止を推進します。	市民協働課交通防犯対策担当
自転車利用者に対する交通ルール遵守とマナー向上の啓発活動の推進	自転車利用者の交通安全意識の高揚とマナーアップを図るため、警察署及び交通安全関係団体と連携して、交通安全教室や街頭キャンペーンを実施するとともに、児童の自転車用ヘルメットの着用を促進します。	市民協働課交通防犯対策担当
歩行者空間の整備	歩道や歩車共存道路の整備により、安全で安心な交通環境をつくれます。	道路整備課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
環境に配慮した土地利用	関係する法令や条例に基づき適正な土地利用を行い、良好な環境の保全に努めます。
伊勢原市地域まちづくり推進条例の活用	伊勢原市地域まちづくり推進条例に定める地域まちづくり協議会などの制度を活用して、良好な住環境の形成に努めます。
公共交通機関の利用	自転車や徒歩、公共交通機関など、自動車以外の移動手段を積極的に選択します。
自転車利用のマナー向上	自転車利用のマナー向上に努めます。

◇ 事業者に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
新東名高速道路等の広域幹線道路の緑化	新東名高速道路・国道 246 号バイパスの広域幹線道路については、沿道の環境との調和に配慮するとともに、余地等における緑化を推進し、地域と融合した景観形成に努めます。
環境に配慮した土地利用	関係する法令や条例に基づき適正な土地利用を行い、良好な環境の保全に努めます。
公共交通機関の利用促進	従業員の公共交通機関の利用を促進します。

◇ 現況 ◇

市内の豊富な緑

平成 29 年度（2017 年度）時点において、市街化区域の緑被率は 7.1%、1 人当たりの公園面積は 4.9 m²となっています。市街地における公園の整備に当たっては、用地の取得が難しく、整備量が伸び悩む傾向にあります。さらに、多くの街区公園は小規模であり、地域の中心となる近隣公園は不足しています。

国の第五次環境基本計画における位置付け(健康で心豊かな暮らしの実現)

国の第五次環境基本計画では、「各地域における森・里・川・海をはじめとする固有の自然に対する価値観を再認識し、人と自然と人のつながりを再構築していくことが求められている」とし、6 つある重点戦略の 1 つとして「健康で心豊かな暮らしの実現」を設置しています。

また、その施策として「健全な水循環の維持・回復」を掲げ、「河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それぞれの地域に応じて、各主体がより一層の連携を図りつつ、次のような流域に共通する取組を進めるとともに、地域の特性に応じた課題を取り込みつつ、取組を展開していく」としています。

◇ これまでの主な取組 ◇

緑の基本計画

平成 20 年度（2008 年度）に緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的事項を定めた伊勢原市緑の基本計画を策定しています。将来目標として平成 34 年度（2022 年度）時点での緑の量に関する目標値が規定されています。

公園整備の進展

市街地の身近な緑や公園は、ゆとりやうるおいの場として利用されるとともに、都市景観や防災上の機能も有しています。これまで、丸山城址公園(2.4ha)の整備など、まちなかの緑の創出を進めてきました。

自然配慮の用排水路整備

自然に配慮した護岸や水路は、生き物の生息環境を改善するとともに、生活に潤いを与えてくれることから、日向地区の用排水路を中心に整備を進め、その整備延長は 371.5m となり、本計画の中期目標を達成しました。

◇ 今後の課題 ◇

まちなかの緑の創出

第二次伊勢原市環境基本計画前期間において、市街化区域内の緑被率及び 1 人当たりの公園面積の目標は未達成でした。緑の基本計画に基づき、引き続き緑化の推進に努める必要があります。今後、市民協働による緑化の推進について施策の検討が求められます。

水辺空間の整備

市民が水辺に親しめる空間を整備し、市民の水とのふれあいを促進することが求められます。

◇ 取組の方向性 ◇

伊勢原市緑の基本計画に基づき緑化を進めていくとともに、沿道緑化や花いっぱい運動などに取り組み、まちの緑を創出していきます。また、水辺の空間整備、水の循環利用を進め、水と親しめるまちづくりを進めます。

◇ 目標 ◇

- ・ 市街化区域内の緑被率の増加
- ・ 市民 1 人当たりの公園面積の増加

	現状値	長期目標
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
市街化区域内 の緑被率	7.1%	15%
1 人当たりの 公園面積	4.9 m ²	8 m ²

(設定理由)

伊勢原市緑の基本計画と整合を取り、緑化関連の目標を設定します。市では、平成 24 年(2012 年)に緑化推進基準を策定し、一定規模以上の開発事業に対して、一定の緑化面積確保を義務付けています。当該基準の適正な運用などにより、産業用地の創出をはじめとする大規模開発に伴う緑の減少を抑え、市街化区域内にも一定の緑地面積を確保することを目指します。

1 人当たりの公園面積については、新規公園の計画的な整備や、関係機関と連携した大規模な緑地公園の整備を推進することで、増加を目指します。

◇ 市の取組 ◇

まちの緑創出と公園整備の推進

構成事業	事業の内容	所管
未利用地や道路余地の活用	沿道の未利用地や道路余地を利用した樹林地やポケットパークなどを創出します。	みどり公園課
花いっぱい運動の推進	花いっぱい運動を推進し、学校や協力団体などへ花苗の配布を行います。	みどり公園課
県立公園整備推進事業	神奈川県で整備を進めている県立いせはら塔の山緑地公園について、事業の推進を図ります。	国県事業対策課
保存樹木、保全樹林指定事業	保存樹木、保存樹林を指定して奨励金を交付し、保全に努めます。	みどり公園課
緑化推進基準の運用	緑化推進基準の運用により、開発に伴う緑地の減少を緩和します。	みどり公園課

水辺の空間整備の推進

構成事業	事業の内容	所管
水と緑のネットワーク事業	市街地とその周辺に連なる緑の連続性を確保するため、河川護岸遊歩道の整備管理を地域住民とともに進めます。	みどり公園課

水の循環利用の推進

構成事業	事業の内容	所管
下水処理水の活用	下水処理水の処理場内再利用を進めます。	下水道整備課 下水道施設担当
雨水浸透施設の設置推進	宅地内などでの雨水浸透ます、浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	下水道業務課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
住宅敷地内の緑化	庭や生け垣の緑化を進めます。
公園や緑地の整備、管理への協力	公園や緑地の整備、管理に協力します。
雨水浸透施設の設置	宅地内において雨水浸透ます、浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置に努めます。
雨水利用設備の設置	雨水貯留タンクなど、雨水利用設備の設置に努めます。
【市民団体】 河川、用水路の環境整備	地域の憩いの場や交流の場となるよう、河川や用水路の環境整備を進めます。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
敷地内の緑化	事業所敷地内の植栽を進めます。
公園や緑地の整備、管理への協力	公園や緑地の整備、管理に協力します。
水の再利用	水の再利用を検討し、積極的に推進します。

◇ 現況 ◇

景観条例の制定

景観法に基づき良好な景観の形成を図るため「自然」「歴史、文化」「にぎわい」「地域らしさ」「市民活動」をいかにしながら、市民と協働して取り組む景観まちづくりを目指し、平成 25 年(2013 年) 12 月に、市全域を景観計画区域とする伊勢原市景観計画を策定するとともに伊勢原市景観条例を制定し、本市における景観まちづくりの目標や取組方針などを明らかにしました。

不法投棄の状況

市内におけるごみの散乱や不法投棄が多くみられる問題個所でポイ捨て等防止パトロールなどを重点的に実施しましたが、不法投棄は後を絶たず平成 29 年度(2017 年度)には 5.9 トンを回収しました。

豊富な観光資源

伊勢原は、豊かな自然環境や歴史的に貴重な遺跡、伝承、文化、農畜産物など、多彩で優れた観光資源に恵まれています。本遺産に認定された「大山詣り(ストーリー)」や大山の紅葉ライトアップなどのイベントの効果や登山人気の高まりを受け、観光客数はここ数年増加傾向にあります。

◇ これまでの主な取組 ◇

魅力ある観光の振興

平成 25 年(2013 年)に横浜、鎌倉や箱根に次ぐ新たな観光の核づくり認定事業に平成大山講プロジェクトが認定され、以来、地元や関係機関、近隣自治体と連携を図り、国際観光地化に向けて様々な取組を進めました。

まちの美化推進

まちの美化推進に向けた取組として、これまで河川クリーン作戦、大山クリーンキャンペーン、市民総ぐるみ大清掃などを市民や事業者の協力のもと実施しています。

歴史、文化財の紹介

市内に所在する文化財調査やいせはら文化財サイトなど、歴史、文化財の調査研究と情報発信を実施してきました。また、歴史解説アドバイザー養成講座を開催し、人材の育成を進めています。

◇ 今後の課題 ◇

まちの美観維持

生活環境美化を推進するため、地域と協働した啓発活動やパトロールの実施など、継続した不法投棄の防止に取り組む必要があります。

観光資源・歴史文化財をいかした地域振興

日本遺産に認定された「大山詣り(ストーリー)」をはじめ、本市の魅力ある歴史、文化資源を

積極的に活用した取組をさらに推進する必要があります。また、近年の観光客の増加に対応するため、国内外から本市へ訪れる観光客の受入環境の整備に地域及び事業者などと連携して取り組む必要があります。

◇ 取組の方向性 ◇

住んでいる地域を住民にとって親しみのあるまちとしていくため、市民が主体となって取り組む地域のまちづくり活動を支援し、地域の特性に応じたまちづくりを進めます。また、市民の美化意識の向上に向けた啓発活動や市民と協働した環境美化活動に取り組み、身近な生活環境の改善を図ります。

◇ 目標 ◇

不法投棄回収量の減少

現状値	長期目標
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
8.1 t	6.0 t

(設定理由)

生活環境美化を推進するため、市民の美化意識の醸成を図るとともに、地域住民と協働した不法投棄の防止対策に取り組む必要があります。目標値は、伊勢原市第 5 次総合計画後期基本計画と整合を図りながら、設定しました。

◇ 市の取組 ◇

不法投棄防止と都市美化の推進

構成事業	事業の内容	所管
市民総ぐるみ大清掃	公共空間の美化推進を図るため、市民総ぐるみ大清掃を継続して実施します。	環境美化センター
地域の自主的な美化活動支援	河川や公園の清掃など、市民が行う地域の自主的な清掃活動を支援します。	環境対策課 環境美化センター
不法投棄防止対策	不法投棄の防止に関する意識啓発を行うとともに、防止のためのパトロールを行い、悪質な不法投棄に対しては厳正に対応します。	環境美化センター 各施設管理担当課
【重点事業】 生活環境美化推進事業	市民や旅行者にルール、マナーなどの啓発を行うとともに、ポイ捨て防止などごみの散乱防止に努めます。	環境美化センター

美しい景観の創出

構成事業	事業の内容	所管
景観計画の推進	景観計画及び景観条例に基づき、市民、事業者、市が協働した伊勢原らしい景観まちづくりを推進します。	都市政策課

歴史、文化財の活用

構成事業	事業の内容	所管
大山魅力再発見事業	県の新たな観光の核づくり事業の認定を受けた「平成大山講プロジェクト」により、大山地区、日向地区を中心とした地域振興や国際観光地づくりを推進します。	商工観光課
日向魅力アップ事業	日向薬師など歴史、文化と豊かな自然の魅力をいかした日向地区での個性的なまちづくりを進めるとともに、他地区との連携による地域の活性化を図ります。	商工観光課
比々多魅力再発見事業	三之宮比々多神社など歴史、文化と豊かな自然の魅力をいかした比々多地区での個性的なまちづくりを進めるとともに、他地区との連携による地域の活性化を図ります。	商工観光課
文化遺産をいかした地域活性化事業	市内 6 コースに設定した歴史文化財散策コースなど、文化財を体験する環境を整備します。あわせて、歴史解説アドバイザーを活用した展示解説、講座などを開催します。	教育総務課

◇ 市民、市民団体に期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
地域の美化活動への参加	地域の美化活動に積極的に参加、協力します。
ポイ捨ての防止	空き缶やたばこ、ガムなどごみのポイ捨てはしません。
地域の歴史文化財の活用	地域の歴史文化財や自然環境資源を知り、魅力を発信するとともに、その活用に努めます。
【市民団体】 公園美化活動の実践	公園の清掃、花壇の手入れなど、公園の美化活動を行います。
【市民団体】 美しいまちなみの創出に関する活動	受けつがれてきた意匠、技術を現代の生活にいかす活動や、都市景観に関する主体的に取り組む実践活動など、美しいまちなみの創出に関する活動を行います。

◇ 事業者期待する取組例 ◇

取組項目	取組の内容
地域の美化活動への参加	地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
廃棄物関連法の遵守	廃棄物やリサイクルの関連法を遵守します。
歴史文化財への配慮	建物の建築や屋外広告物を設置する際は、歴史的文化資産との調和に配慮します。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

第5章 計画の進行管理

計画の進行管理

計画の進行管理は、環境基本条例第 12 条に基づき作成、公表する環境の状況及び良好な環境の保全等に関して講じた施策などに関する年次報告書により行います。年次報告書には、目標の達成状況、課題及び今後の取組などを明記し、伊勢原市環境対策審議会などの各主体に公表します。庁内推進体制としては、伊勢原市環境政策推進会議設置要綱に基づき、設置される伊勢原市環境政策推進会議が中心的役割を担います。

(1) 伊勢原市環境対策審議会

市は、学識経験者や市内の公共団体など代表者、公募市民からなる環境対策審議会に対して、毎年、環境基本条例第 12 条に基づき作成する年次報告書により、環境基本計画の進捗状況を報告します。計画の進捗状況の報告を受けて、必要に応じて計画の見直しや補強など、環境の保全と創造に関する重要事項について審議を行います。

(2) 伊勢原市環境政策推進会議

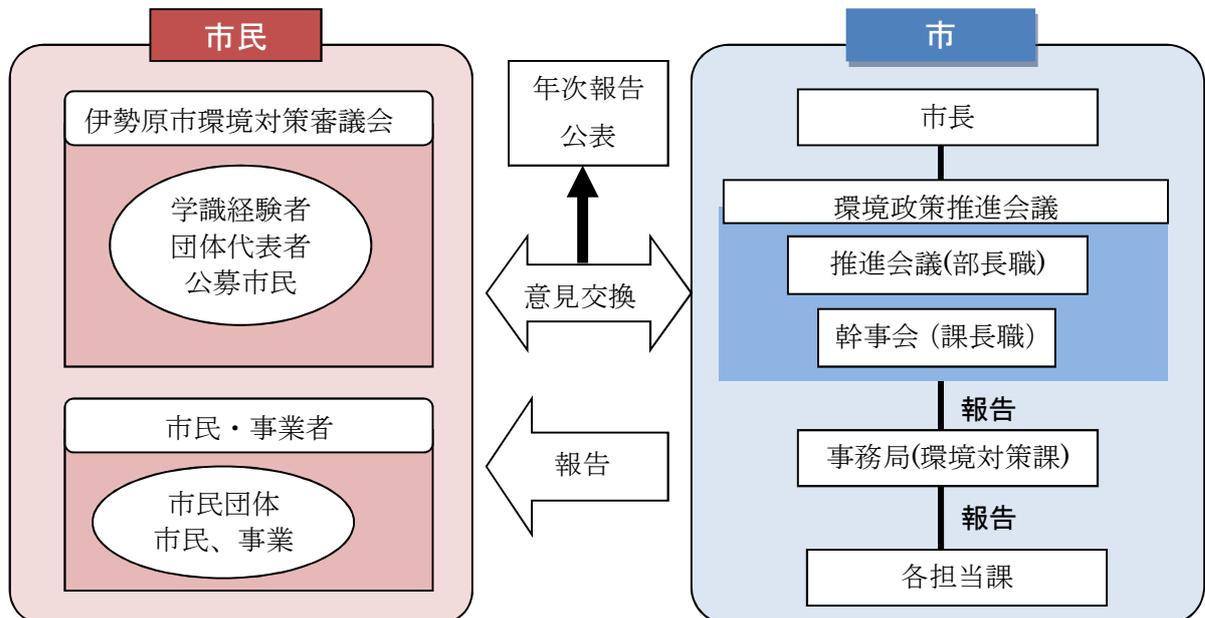
環境基本計画の施策を総合的に推進することと、進捗状況を進行管理するための庁内調整組織として設置します。事務局は市環境対策課が所管し、目標達成に向けて取組の検討を行います。

(3) 事務局

計画推進の事務局である環境対策課は各事業担当課からの報告を受け、年次報告書の原案を作成します。原案をもとに環境対策審議会、環境政策推進会議において意見交換し、その結果を市民に対して公表します。

(4) 市民、事業者

市内における市民団体、事業者団体に対して年次報告書を公表し、意見を聴取します。



推進体制イメージ

第二次伊勢原市環境基本計画

中間改訂版

平成 30 年（2018 年）11 月発行

伊勢原市／経済環境部 環境対策課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348

Tel 0463(94)4711